

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む）第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43857

昭和二十三年

極秘

電信写

昭和三三 一三七八 暗
ワシントン 一月二十四日一八一〇発
本 省 二五日一〇三三五着
米二

藤山大臣

朝海大使

(マケルロイ国防長官の言明に関する件)
第二一五号(至急)
往電第一六四号に關し

本日、某日本人新聞記者は館員に対し、米議会下院秘密会において、沖繩にIRBM一ないし二個大隊を配置する計画について検討が行われたとの情報があり、目下調査中なるも一兩日して確実との見透しがつけばその旨打電する旨語つた趣につき、とりあえず報告する。(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、米參、總、
亜總、二米二二情二

外務省

記帳了

電信写

昭和三三 一五四〇 暗
ワシントン 一月二十八日一四二五発
本 省 二九日〇七〇二着
米

藤山大臣

朝海大使

(沖繩問題に關するロバートソンの内話に關する件)
第二三五号(館長符号抜)

二十七日会合にてロバートソンと同席した機会に、本使より沖繩の事態を放言することは日米友好関係のため遺憾なことといふべく、単に軍事的考慮でなく、國務省がこの問題に大局的考慮を与えることが望ましきにあらずやと述べたところ、「ロ」は単に米國は現在の極東における事態が続く限り、如何なることあるも沖繩を絶対撤退せずとのみ答えたので、本使より日本政府がこの点を問題にしおるものにあらざることとは昨年の岸總理訪米によりても明らかたされたとおりで、問題は日米の一致

外務省

記帳了

電信写

(第二三五号の二)

した意見の枠内にて如何に懸案を措置して行くかである。例え
 ば(1)国旗掲揚問題(2)地代一括払問題(3)不用の土地を整理して農
 民に返還してやる問題等措置の要あるべく、また(4)狭い土地に
 ゴルフ・コースを三つも保有しているとき、軍の士気と厚生
 に関心を有する軍当局としては当然のことなるべきも、政治的
 には賢明なやり方といひ得ず、これらの問題を日米にて話し合
 う時期が来ているにあらざやと指摘し反撥を予想したところ、「巴
 は案外穏かな態度で、沖縄占領以来米国は同島に対し相当の経
 済的支援を行つてきたが、問題は経済的にのみは解決できず、
 心理的なものを含むことがわかつた。この問題で日米間に話し合
 うことが適当かも知れないと述べていた。

二本件会談は宴会の席上行われたものであり、またこの問題をま
 ず話出したのは本使である関係もあり、「ロ」の話がどの程度
 国務省の意向を反映するか必ずしも明らかでないが、同人は個

外務省

電信写

(第二三五号の三)

人的意見をあまりいわざる人柄でもあり、沖縄における選挙以
 来、国務省に沖縄の事態を放置することは面白からずとの空気が
 できていたのではないかと思われる。

国務省の動き更に報告すべきも右とりあえず。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、並、米、情各局長、米参、並、米一

外務省

電信写

昭和三三 一七七三 暗

ワシントン 二月一日一三四〇発 米
本省 二日〇八一五着 一

朝海大使

(沖繩問題に關するロバートソンの内話に關する件)

第二七五号(館長符号扱)

往電第二三五号に關し

三十一日他用をもつてロバートソンと会談の際本使より本問題に軽く言及したところ、口は目下国防省とも連絡の上沖繩問題に關する *modus vivendi* (何を意味するか明らかでないが、模倣なので追求は避けた) を研究中である、もつとも自身は医師に静養を命ぜられ二週間程度引籠るので、暫くは研究は進められないと思ふと述べていた。御参考まで。(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、典、米、情各局長、米參、並、米二

外務省

記帳了

極秘

電信写

昭和三三

七〇〇〇 平

ワシントン

四月一日〇一〇〇 発米

本省 一八日一五五七着 一

朝海大使

(朝海大使の記者団との会見に關する件)

第八八四号

十七日ロバートソン次官補との会談後、本使の当地日本人記者団との会見における発言要旨左のとおり。

(イ) 沖繩土地問題については最近ダレス長官記者会見における発言の次第もあり、本問題に対する米國政府の見解を質すことが本日の会見の主目的である。

(ロ) 沖繩問題については米國政府当局者と意見の交換を行ったこととは歴米大使として当然の任務であるが、本日の会談において土地問題につき言及することについては本國政府承認済

外務省

記帳了

Handwritten notes and stamps at the bottom right of the page.

(第八八四号の二)

ある。

(イ) 本日の会談において、本使より沖縄現地における状況に関する観察を述べ、今回米国政府がとつた一括払い一時停止の措置は、沖縄住民ならびに日本政府の歓迎するところなる旨を述べると共に、本問題に対し米国政府が慎重なる考慮を払うよう強く要望した。

(ロ) 右に対しロバートソン次官補より、本問題に対する米国政府の見解を述べると共に、日本政府の要望をテイクノートし、目下米国政府関係機関の間において慎重なる考慮が払われている旨を答えた。

二 本日の会談後、米人記者よりの質問に対しては前記と同趣旨を答えると共に、沖縄住民の大多数は、軍事基地そのものに反対しおるにあらず、問題は土地取得手続に存する旨を述べておいた。また本日の会談は、本問題についての日本政府の good

電信写

外務省

(第八八四号の三)

Offices を意味するものなりや、あるいは negotiation なり

やの質問に対しては、右のいずれにもあらず、沖縄に対し潜在主権を有する日本として、同地に関連する問題についてその見解を表明することは当然のことなりと答えておいた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次参、秘、重総、一、二

米一、三、経、商、調、三、五、条、協、情、二、番、大阪

電信写

外務省

電信写

昭和三三 五六二〇 略 ワシントン 三月三十一日一七三〇発 米一
本 省 四月 一日〇七四七着

藤山 大臣

朝海 大使

(沖繩問題等に関する記者団談話の件)

第七三四号

二十七日 国務省詰極東関係記者団 (A.P.、U.P.、I.N.S.、N.Y.、
タイムス、スクリツプス、ハワード) 本使を宴会に招待しオフ、
ザ・レコードにて懇談したが、沖繩問題に関し彼等の述べたる部
分御参考まで左のとおり。

(イ) 沖繩問題も、中共承認問題もダレス、ロバートソンの在任する
かぎり大きな転換や調整があるべしとは思えない (ただしUP
のヘンスレーは沖繩問題については多少ゆとりのある政策がと
られるかもしれぬと少数意見を述べた)。
(ロ) 民主党の政府になればこれらの政策も変更するというのが常識

外務省

記帳

電信写

(第七三四号の二)

であるが、なるほど民主党も在野中は政府の政策を批判してい
るが、政権をとつても多分政策は二、三年は惰性的に進むほか
ないであろう。

(イ) 国務省としては沖繩の民政長官として文官をあてることも考え
たらしいが、これはかえつて逆効果を来たすとみているらしい。
(ニ) かりに国務省がリコメンドしても軍人よりは文官の方が施政に
適任であるという考え方は到底軍人たる「ア」大統領には採用
されまい。

(ロ) 沖繩問題で国務省において一番フレキシブルな考え方をする可
能性のあるのはマクフィーであろう。

(ハ) 日本が中共の事実上の承認をするかもしれぬという少くとも支
那にとつて大事なときに、この国の駐米大使が任地を空にした
ことには驚いた。(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、欧、協、情各局長、亜
参、米参、欧参、協参、総、亜総、下二米、欧、協、情

外務省

電信写

(第八八三号の二)

となる点につき注意を喚起したい、日本政府としては本件措置を歓迎するものであり、自分は訓令に基づき米側の基本的な政策を承りたいと思ひ参上せり、自分より先般貴次官補にお任せしたように、今次沖繩問題につき日米双方にとりイリテータイングな問題を解決するに適當な時期と思ひし(往電第六六七号)、特に沖繩の穩健分子が一括払中止の請願につき日本政府なり、保守党に働きかけて来ておる点は米側として特に注意せらるべき点と思考すと述べて米側の方針を尋ねた。

二右に對し「ロ」は、本件一括払いはブライス勸告に基づき慎重考慮の結果実施せられおるもので、土地所有者はなんら土地のタイトルに影響を及ぼされることなくして経済的にはまとまつた金を一時に所有し得るわけ故、何が故にこの有利な支払方法に反対なのか議會方面はじめ自分らとしても不思議に思ひおれり、しかも支払金額も極めて合理的であつて、ためにする者以外文

外務省

電信写

(第八八三号の三)

句をつける余地はない筈である、思うに宣伝により一括払で島民が土地の所有権を奪われるかの如き誤解を生じ、一部分子はこれにより沖繩の不安を助長せんとするものと思ひが、かかる分子はいかに一つの問題を解決しようとも、他の問題を利用し混乱を起させようとするであろうから、アピースするのは無駄である、また貴使は一括払の中止を云われたが、一括払は中止せられたにあらずして、この方法によらんとする人のためには依然として途が開かれてゐるわけであると述べた。

三よつて本使より米側が一括払を可なりとする理由は詳らかにしないが、もしこの方法により地代をセーブし、その支払方法を簡便にすることが目的であるとすれば、かかる些少の利益のため広範な政治的友好關係を犠牲にしているものと批判せざるを得ない、また一括払はなるほど経済的には多少の利益があるかも知れぬし、またこの方法を希望する人もあると聞いてい

外務省

電信写

(第八八三号の四)

る、しかしこの支払方法によりタイトルを奪われぬと云う法律論に必ずしも納得していない人々があり、この気持は土地に愛着を持つ地元民の心理として単に誤解なりとは片付けられない、しかもこの気持なり、實次官補のいわゆるコンフュージョンがありとしたならば、むしろこのコンフュージョンを是正し、事態を悪用せんとする共産分子の宣伝の誇ら風を奪い去ることが賢明ではなからうかと申述べた。

四右に対し「ロ」は、前回会見の際お話しした通り、自分も沖繩で困難な事態を作ることが日米関係に悪影響を及ぼす恐れあることは承知しているつもりである、貴使の言われた如く立法院の選挙の結果、米軍が *under fire* でなく、この問題を論議することは時宜に思っていると思う、一括払い差止めもかかる考慮から出ている次第で、目下国防、財務省等関係方面と慎重連絡中であり、自分らは日本側の述べられた趣旨は十分に考慮する

外務省

電信写

(第八八三号の五)

と云うことを確言する次第である、協議は相当に進んでいるからいずれ成案を得るものと思うと答えた。

よつて本使より、それは結構である、しかし實次官補はあれだけ高い地代を払っているのに文句を言うとは不平を述べたが、米側が自分独りでよかれと思つても島民はしかく感ぜず、逆に解決することもあるべく、日本人の心理はまた米国人と異なる故、右成案ができたならば、自分は協議してくれとはいわないが、インフォーマルにても米側より成案を日本側に事前に示され、われわれの意見を聞かれることが、日米関係の上より好ましいことと思つたと述べたところ、「ロ」はそれは結構な示唆にて米側としても異存なきにつき左様取計らうことと致したいと答えた。

(続)

外務省

(第八三号の六)

電信写

五ついで本使より、沖縄のコミッショナーを文官とする問題に
言及し、その後の研究結果を尋ねたところ、「ロ」は文官を
任命するとせば、かかる文官は内務省の指揮に服すべく、か
つポリテイカル・アポイントとなる公算強く、一たんかかる
人が任命せられると不適任と判つてもなかなか取除けない、
一方軍人の方は不適任ならば簡単に更送し得る、よつて問題
は個人の適否如何にあり、制服着用の如何ではないと述べた
ので、本使よりしからばかかる軍人のコミッショナーの下に
もしくはコミッショナーと同様に話のできるが如き高級の外
交官を任命することは適當なるにあらずや、沖縄問題は日本
にとつては対米外交中第一番の政治問題であり、この処理如
何が日米の關係に影響を及ぼすものと判断して、日本側は外
務省が問題を専管し、常にトップ・レベルの考慮がなされて
いる、この点も米側に指摘せざるを得ないと述べたところ、

外務省

(第八三号の七)

電信写

「ロ」は既に國務省員が現地に駐在しおると答えたので、本
使よりこれ以上は米国の内政問題にて差出がましくなる故申
さざるも、要は沖縄問題を外交的見地より検討してもらいた
き日本側の氣持なりと繰返したところ、「ロ」はそれは同感
にて國務省としても、沖縄問題の処理が日米關係に及ぼすレ
バカッションを考慮して、常に關心を払い行きたい方針なり
と答えた。

六ついで本使より土地問題に候らず沖縄におけるイリテーション
を避けるため、日本側としては若干の希望を有しおれり、
不用土地の返還、国旗掲揚問題の如きはこれで土地が果して
真に軍用に必要ならば日本側はこれを提供するにやぶさかな
らざるべきも、先般当地に來たれる淵上代議士一行の話にて
は、全く軍用として使用の可能性なき土地をも接收しおる田
にて、これらは整理しても米側に少しも差支えなきにあらず

外務省

電信写

(第ハ八三号の八)

やと述べたところ、「ロ」は同席の日本課長とも協議した上、自分らの最近の報告によれば、不用土地は少しもなき程度に整理しある田なりと答えたので、本使よりも自分の情報のソ、イスも沖繩にて、しかも日米協力を主張する議員故問題なしと思ふも、これは事実問題故米側にて調査の上、もし不用の土地を発見せば返還を考慮せられたし、要するにこれらの点にて日本側には平素より若干の希望あり、よつて更に整理の上インフォーマルな形にて自分より重次官補に書簡なり、メモなりを提示することといたしたきところ共存あるべきやと尋ねたところ、「ロ」は共存なし、實便の云わゆる如くインフォーマルな希望事項ならば関係方面との折衝の参考資料として受領いたすべしと答えた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、並、米、情各局長、並、米

外務省

電信写

昭和三三 七〇七三 暗 本 省 四月一八日二〇四〇発 米一

藤山大臣 朝海大使

(沖繩土地問題に関する件)

第八九九号

往電第八八三号ならびに貴電第六〇七号に関し

土地一括払い問題以外の問題についても陸務省には事慮改善の努力をなさんとする機運動きおることは随時御報告のとおりであり、かつ冒頭往電三の次第もあり、この機会に一括して問題を取り上げることも一策かと存じおるところ、もし本件を当地においても交渉することしかるべしとの御意向ならば何分の儀御回示ありたく、なお問題はできる限り具体的に取上げることが肝要であり、例えば不変土地返還についても具体的にこれを指摘せざれば冒頭

了帳記

外務省

電信写

(第八九九号の二)

往電三の如き押し問答に終るべく、また教育権問題についても國務省当局は教育権とは具体的になほお意味するやに疑問を有しおる次第もあり、これらについての参考資料をもあわせて御回報相成りたい。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亞、米、情各局長、亞參、米參、
總、亞、米、二

外務省

極秘

高	公
裁	信
案	案
(乙)	

外務省

決議と行い、憲法日本政府に陳情送し、このころ、四月十一日
 又、了高等弁務官の一括抑中止の^{聲明}により、本問題は益々
 重要化してきたので、取敢ず参考資料として軍用地問題の概要
 現況等に付米折衝上必要と思わしむる資料を^{一括}
 送付する。
 なお、本問題につき、貴館におもむくには必要とする資料の要求
 があるは、調査の上別途送付するにつき^{返答}ありぬ。

主信	1	2	3
附属(別紙)	留保保留		

記録分類

公文案(甲)	外務省
件名	沖繩軍用地問題に関する参考資料送付の件
写送付先	朝海大使
受信人名	藤小大臣
到着期限	月 日 日 日 日 日
発信人名	藤小大臣
主管	重一 第三大司令官
主任	第三課長
係	査保(原稿)
係	査保(浄書)
係	起案者
係	朝
係	25 日 起案
係	26 144
係	回覧番号
係	575

文書課長

文書課發送日 昭和三十三年四月廿六日

文書課長

付属物控硬

記帳了

記

一、沖繩軍用地問題の概要、現況

(別添附原資料)

ハレムニフアー 声明 (英、和文)

二、民政村布令第一六四号 (英、和文)

三、公 石にまゝ土地収用状況 (一九五八、三、三一現在)

四、琉球政庁立法院における土地問題解決要請決議及実行案

(一九五七、九、二六)

公 信 案
高 裁 案 (乙)

外 務 省

二、沖繩軍用地問題に関する対米折衝の経緯

三、琉球政庁立法院における軍使用土地に対する地料、一括押

止に関する要請決議 (一九五八、四、二二)

四、米軍の沖繩土地接收用地に対する貸貸料

五、琉球土地収用委員会における「軍使用地」米軍土兵隊の土地評価方法

六、軍用接收地の現行地料の引上げを要する事由

七、沖繩軍用地の一括押接收軍用地地図

公 信 案
高 裁 案 (乙)

外 務 省

高 公
裁 信
案 案
(乙)

外
務
省

八、汗絶の移民問題について。

電信写

昭和三三 七八一九 暗 ワシントン 四月三〇日一七五〇發 匪一

七八一八

本省 五月一日〇七五八着

藤山大臣

朝海大使

(沖繩土地問題に関する件)

第九七〇号 (館長符号抜)

賃電第(五十六号)に關し

三十日ロバートソンと会見の際極めて非公式に懇談したが左のとおり。

「ロ」より賃貸料を五カ年程度の契約とすることは自分等としては、その実質的利益につき合点がゆかず、一括払いの方むしろ経済的に利益なるべきのみならず、その後国務省において法律専門家に研究せしめたるところによるも、タイトルが沖繩島民に残ることは明瞭にてほとんど誤解の余地なし、かりに沖繩側が五カ年

記録

外務省

電信写

(第九七〇号の二)

の賃借契約期間の経過後、土地の使用そのものにつき制約をおよぼさんとする考えならば、これは基地としての価値に關することとなり全く問題とならず、一体日本側は本件につきいかに考えおらるるや非公式にても意見を承りたしと述べた。

よつて本使より全く個人的の見解なるかと前提し、総選挙後日本政府の安定を見たる後、適当な機会に米側より日本側に対し、沖繩が軍事基地として自由世界の防衛のために必要であつて、この機能を領有が如き提案はかりに日本側よりなされても米側は応じ得ないという従来の主張を明らかにしつつ、右大前提の枠内にて沖繩におけるイリテーションの原因を除去するため米側は日本側の意見を聞きつつ努力をするとの意向を明らかにすることが望ましいにあらざやと思ふと述べたところ、「ロ」はうなづいていた。
また「ロ」は最近の報告によると、七月頃沖繩より米側に代表者を派遣したき希望なる由にて、顔ぶれ等は判明せざるも、日本側

外務省

電信写

(第九七〇号の三)

はいかに考えるやと尋ねたるにつき、本使より一括払いについても米側として充分に説得し得る自信あり、また地代もお話によれば決して安いものでないとのことならば、この辺の事情を誤解なきよう代表者に説明しやることは適當なるべく、代表者の来米につき反対する理由はないと思ふと述べたところ、同次官補は代表者が来米する場合、自分としてはそれに先立ち、東京もしくはワシントンにおいて日本政府と意見を交換し、大体の見通しをつけおくこと然るべきにあらざやと考えおれり、もつとも話合いは沖縄島民の思惑もあるべきにつき、極秘、非公式に行うことが適當なりと存ず、従つて本件に関する結論はまだ出してないし、また日本側もその方を希望されるものと了解すると付言していた。さらにも同次官補は日本の総選挙前に何等か米側より沖縄に關し措置をとることが適當なるべきやの点も研究したが、結局間に合ふので問題にならなかつた。本件につきブラツカー(陸軍長官)

外務省

電信写

(第九七〇号の四)

は必ずしも國務省の介入を歓迎してないが、外交問題というところで國務省から発表しており、問題の取扱いはなかなかデリケートであると述べていた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、条、情各局長、亜参、米参、条参、総、亜一

外務省

要信粵

昭和三十三年四月三十日

在赤
朝坂大使

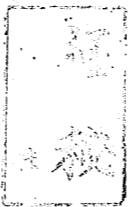
藤山大臣

(神羅土地問題)

十六五六号(館長符号板)

貴電十六八九号に關し

一 本件に關する貴使の米政社に對する内面
工作は本大臣の多しとするところであり、本者に



外務省

おとむ 経電十六〇七号在日米大使への申入

以後更に具体的示唆をなすべく研究中にて

ある。唯本件の複雑性および神羅政情の流

動性より見て、具体案作成には困難な事情

があるが、現在の考案は概要左のとおりで

あるから、適宜米側へ説明しおきたい。

(有限不動産) (Leasable title) の設定

外務省

とりやめ賃賃料は毎年払いの五カ年間程の賃
貸借契約とする。

(12) 現在の賃賃料は土地の収益を充分に評価
しておらず、かつ日本々土における米軍使用
土地に関する調達方式より不利であると
と推定されるが、全般的に引上げるとともに

隣接地域の賃賃料として現在 *Michael engineers*

の査定に不満のものは土地裁判所（民政部布令
第十一六四号の三）に提訴し得ることとなるが
米人判事のみによる査定に対し地主の不満
が強いが、その中間に引きは土地裁判所内に
沖縄島民代表を含む地価評価委員会を
設置し土地裁判所左右委員会の査定を
尊重し査定を下すといふか如き措置を講ず

(一) 償付料決定の手續として現在 *the law*
congruent の決定に不満のものは土地裁判所
 (民法第百一十号之三) に提訴し得ること
 となつてゐるか、未だ判事のみにする裁定に
 對して地主の不満が強いので、その中間に於て
 は土地裁判所内に仲議員代表を置く地価
 評価委員会を設け、土地裁判所が委員

外務省

会。本定を尊重し、裁定を下す、
 如き措置を講ず。

外務省

講す。

(一) 軍用地の使用制限を更に全面的に検討し、軍事的に必要なる以外未済る限り速やかに返還するとともに、今後における新規採収は止むを得ざるものを除き原則として行わない。

二 上述のラインは島民の多数の意向

外務省

おたの米側との立場をも考慮せざるをあるが、仮りに米側が優待借の方式を採用するとしても特定期限満了後土地の継続使用をその即 *land* の交渉の対象となることは米側としては難色あるべくた。たし右令一六四号の三により契約更新に反しないものに対しては強制収用の規定が

外務省

ある)、^註局土地の使用期間は軍事的
必要性により決定される(即実質的には
三期限の續借権)續借料は定期的に改訂
に定ずるとの程云々米側譲歩の限界に
あらずやと考へし、^註案と仲議島民に
納得せしめるため如何に調整するかの問題
あり、又右に關連して恒久租設の存在す

土地に、つその最終的処分についてその問題を
残すこととなる。仲議島民は一掃払い
に反対したのも至情の理由のみならず有
限不動産権設定の場合、若目的所有権は残
さぬことも不動産放棄の場合、復元の義
務なく、又地上恒久租設の最終的処分が
必ずしも明確に規定されいないから、この

種々土地は未だ永久に保有する政治的
意図を有するものではないかとの疑念は一因
となしていろいろ見らる。この種土地は
日本内地におよぼせば、未だ軍へ使用は終り、
返還せざる場合、政府は自衛隊又はその他
公共施設へ転用する等の措置を講じてい
るが、仲護の場合におよぼせば、日本政府は軍事

外務省

後処理に当ることを明らかにし、岸中は上
述の島民の不安を一掃することを出発点と
思ふ。然しなかに未だ政府は最終的に
仲護を日本に返還すべきことを公明
には言明してはいないが、この種規定を設け
ることに問題ありかつ又軍事施設構築
のため巨額の投資に關するコングレスの意見

外務省

もあり、布令才一六四号二のAの如く規定し
たものも考へらる。右は仮りに米政研
九一程私を辨止し、布令才一六四号の二のA
の規定を踏いたまへ、學費償還制を採用する
九如き場合、神選におく如何なる一反映を
生ずるか見通し困難であり、かつ又米庫
保におくも持微である。右は後における

神選のステイタスへ問題に對するアポ
ロ一子と南進を生ずるや米側意向
甚重に打診ありたい。
三、本大臣九町秋豊地訪内の際、教
育取返還の問題をとり上げたのは、私
取返還を漸進的に進め、一例として言及
した次第である。右書面土地問題及び

土地接收は南進せる同島の在情開闢及び
の移民等(進報す)の事項に限定し解
決をはかるとも尤も適当であると思ふを以
るのみ、右方針は米側と折衝せたい。
なお、米政社が軍用地政策を再検討
し河野坂詰論に準じかつこれを發表す
るかはその内容とも南進し強(強)争との

南進におき特に重大視するところであ
り、米政社部内の協議進行状況打診
の上、回電ありたく、又本大臣の在京米
大使への申入りの通り右發表の副なる
く前記に内報をうけたるより工作せたい

昭和三十三年四月

沖縄軍用地問題に関する対米折衝の経緯



アジア局第一課

緒言

最近の軍用地問題として沖縄側が特に取上げて解決方を要望している問題は、軍用地問題解決四原則中の一括払い阻止を中心としたものである。

軍用地一括払いの問題については一九五四年三月、当時のオグデン局民政副長官によつて、「米軍は四万五千エーカーに上る沖縄の土地を購入するであろう」との発表を行い米側は軍用地無期限使用の一括払い方針を初めて明らかにした。これに対し、かねて米軍による土地接收方式に不満を抱く沖縄住民は軍用地問題解決の四原則を掲げてその目的実現の運動を行つたが、昭和三十一年六月十三日地代一括払いを勧告し、新規接收を認めるブライス勧告書が発表されるや、現地住民の反対運動はいよいよ激化し、政治問題にまで発展するに至つた。

よつて、日本政府は本問題解決のため沖縄住民と米政府との間にたつてあつせんに乗り出すとの方針に基き、概要別添のとおり対米折衝を行つてきた。

右対米折衝の結果本問題は「ファイ・タイトル」を長期貸借に切替えること等の点であるいは解決への糸口が見出されるかの如く見受けられたが、この間、現地住民側の反対運動は米側の冷却戦術に乗せられ、かえつて住民間において分裂困乱を生じたため米側は慎重な対策のもとに事態を收拾すれば既定方針どおり実施さしつかえなしとの判断を下し、昭和三十一年八月十六日レムニッツァー書簡による現地折衝方針、引続き同年八月三十日、ムーア副長官声明による地主との直接折衝という基本方針を明らかにした。

琉球政府を初め現地住民は現地折衝による局面打開に望みをおかけ米側のでかたをまつという受動的態度に漸次移行したため、わが方の対米折衝も中絶せざるを得ない情勢となつた。

昭和三十一年一月四日レムニッツァー民政長官は土地問題解決の基本方針を発表、次いで同年二月二十三日、米国民政府は右基本方針に基き布令第一六四号、米国土地収用令を公布して一括収用による有限不動産権取得の土地収用を強行し、現在に至つては次第である。

軍用地問題に関する対米折衝の概要

一 昭和三十年四月二十八日、中川アジア局長は沖繩に赴任するジョン・M・ステイヴス総領事と会談を行い、沖繩軍用地問題に関する政府の要望事項として、(1)貸貸料の相当程度の引上げ及び土地使用開始に伴う損害補償、(2)貸貸契約期限は、出来れば一年毎に長くとも五年程度とすること、(3)土地収用は琉球政府を迫りて行うことを要望した。

二 昭和三十年十月二十日、ブライス調査団渡沖の際、当省は沖繩の諸問題に関する日本側見解を述べた非公式資料 (View of Japanese Government on Ryukyuan Problems) を同調査団に伝達して米側の好意的検討を要請した。

三 昭和三十一年六月二十一日、重光外務大臣はアリソン駐日大使を招致し、左記要旨の会談を行つた。

本大臣から、御存知のとおり沖繩の問題はブライス報告の結果やかましくなつて来た。この問題の影響するところは広範に亘つており、日本としては内外の関係から特にこれを考慮せねばならぬ。

そこで、この問題に対して米側の十分な協力を得たい。沖縄住民の最も苦痛とするところは、土地を永久にとられるのではないかという不安である。彼等の土地に対する執着は想像外である。

よつてプライス報告を実施に移す場合にはそれらの点を十分に考慮して貰いたいと述べ、別添(一)の如きメモを同大使に手交した。これに対し「ア」大使は沖縄の基地は米国が正当に得ているものであり、基地の必要がなくなれば、土地は全部現地住民に返還されるものである。プライス報告の実行についても、レムニッツァー司令官は出来るだけ住民の意向を斟酌して必要最少限度に止める考えである。日本側の考え方は充分考慮して出来るだけ情勢の緩和に努力したい。貴大臣の要請は直ちに米政府に取り次いで善処しよう」と述べた。

四 同年六月二十七日、アリソン大使は、本件問題に関連し、(イ)米国の対日・対沖縄政策は変更しない。(ロ)米国は日本の沖縄に対する残存主権を認めるものであり、同島を永久に所有する意図はない。いしかし、米国の沖縄に対する権限行使は相当期間続

くであろうとの声明を発表した(別添(二)参照)。

五 同年六月二十九日、重光外務大臣は重ねてアリソン駐日大使と会見。本問題は同じ日本国籍を有する沖縄住民の基本的人権に係る問題であり、かつ、同島住民の要望は純粹なるものであり、基地撤廃等の根本的要求でない旨を強調し、米側の善処を要望した。

六 同年七月六日、アリソン大使は井口顧問に対し、(イ)「レ」司令官も本問題については早急な決定を行うことを避け、現地視察の上、住民の意思をも充分斟酌してプライス報告の枠内で適当な解決を計りたいと述べている。(ロ)議員団(社会党の沖縄調査団派遣計画)の沖縄視察については、事態を却つて激化する恐れがあるので現在は困る。但し、レムニッツァー司令官は何時でも議員団との会見には応ずる用意がある。沖縄側の運動が flare up することは回避すべきで、calm down することが肝要であると述べた。

七 同年七月十二日、重光外務大臣はアリソン大使と会見し、沖縄問題に関する別添(三)のときメモを同大使に手交し、同大臣は、目下衆議院外務委員会及び内閣外務法務連合委員会は沖縄

代表の出席を求め本問題を審議しているが、大体の空気は社会
 党の攻撃にも拘わらず、事態は漸次緩和しつつある様見受けら
 れると述べた。これに対し「ア」大使は十一日上京したムーア
 ー琉球管区司令官の報告によれば現地米軍はあくまで事態の緩
 和に全力を注ぎ、地代の三倍値上げ等の措置を採り、又、レム
 ニッツアー極東軍司令官は新規接收は最少限度に止める意向で
 ある。このため住民も煽動者を除き漸次米軍に接近し、事態の
 緩和を図る分子も増加している旨を伝えたので、本大臣より「レ」
 司令官が沖繩代表との会見後発表したステートメントは、米側
 は従来態度を変えていないとして沖繩側は不満の意を表して
 いる旨述べたところ、「ア」大使は「レ」司令官はブライス報
 告の骨子を変える権限はないが、報告の枠内で出来るだけ任氏
 の希望を容れようとしているとして、(一)新規収用は、その補償
 の新なるアプロプリエーションを議会に要求せねばならない
 で当分出来ない。(二)ムーアー琉球管区司令官は補償を遡及させる
 ことも考えている。(三)一括払を実際上分割払にする方法をも考
 慮中である。(四)既接收軍用地の中、返却し得る土地を考究中

ある等の諸点を指摘した。ついで同大臣より日本側調査団の派
 遣につき意見を求めたところ「ア」大使は時期尚早なりとし、
 米軍の施設を日本側が外部より調査することは法的問題とも関
 連するので考えものであると述べ、又第三国人の調査は全く根
 拠を欠くから米側は許容できないとした。これに対し同大臣よ
 り十二日外務委員会で同大臣が第三国人の調査に賛成する旨等
 弁したとの一部新聞報道は誤報である旨説明した。

八同年七月二十三日、中川アジア局長は在京米大使館モーガン参事官と会見、同参事官より

(イ) さきに日本側より提案あつた本問題に関する外務省、大使館極東軍三者間の Staff level の非公式会談の件は研究したが適當でないとの結論である。しかし日本側よりならぬか意見があれば何時にても米大使館に話合つて頂ければ喜んで軍側に連絡する。

(ロ) 政府からの現地調査団派遣については、軍と協議したが、今はその時期でないとのことである。しかし将来は実現するかもしれない。

九重光外務大臣はソ連出発に先立ち同年七月二十四日、アリ大使を招致、会談を行い別添函の如き書き物を情報として手交し、本問題に対する同大使の尽力方を重ねて要請した。

一〇同年八月十三日、中川アジア局長は、米国大使館モーガン参事官の来訪を求め会談した際、同局長から現地沖繩においては、米・琉二者会談では住民側からの歩みより案を出し得ざる。情にあるため、日本側のサジェストを得なければ妥結困難なりと

して、米・琉・日三者会談の提案を考えている趣きである。米軍側は解決案を研究中であると伝えていたが、もししかりとすれば、右を住民側に提示する前に非公式に米大使館を通じ、日本側に見せてもらいたい。

日本側としてもなんとか具体案をサジェストしたい考えであるが、住民側が四原則を固執しているため正式提案が出来ない状況であると述べて同局長の個人的私案として別添函の如き書物を同参事官に手交した。

「モ」参事官は、右案は非常に参考になると思う又軍側案を事前に日本側に知らすことは、華府に連絡して始めて案が決まるので困難と思うが、事前通知についての convincing な理由を知りたいと尋ねたので、同局長からブライス報告の場合もそうであったが、心配なのは、米・琉間の物の見方の相違である。若し米軍案が最終案で一旦発表した場合は、変更困難となるので、非公式に日本側の意見を述べることにより軍の面子を失ふことなく minor points の改訂を行い得るようにするためであると説明した。

1. On June 13th, the report of the Congressional subcommittee mission headed by Rep. Melvin Price was published. Among others, the report recommended: (a) that the land may be retained by the Military Forces for indefinite period by paying a lump sum of money evaluated through more reasonable procedure than that is now in force; and (b) that the acquisition of additional lands by the Military Forces should be kept to an absolute minimum. Although the recommendation included several items which aimed at the easement of the conditions of the inhabitants, the above-mentioned two items ran contrary to the often expressed demands of the islanders to the effect that (a) the payment should be made annually and on a revised calculation basis and (b) no additional requisition of land should be made.

2. The inhabitants of the Ryukyu Islands, who had been waiting with hopeful expectation the result of the survey on the spot of the Congressional group, were cast into utter dismay at the publication of the report, and they petitioned the United State Government as well as the Military Governor of Ryukyus not to follow the recommendation. They also petitioned the Japanese Government to take steps to aid them in their request.

3. The problem of Ryukyus has been the subject of discussion between the two Governments on innumerable occasions; and we believe that our views on the subject is well known to the United

States

別
添
(一)

- 2 -

States Government. The inhabitants of the Ryukyus have a very strong attachment to their land which in many cases is their only source of income, and which they have inherited from their forefathers. Nothing is more repugnant to them than the thought of parting with their land, and the idea of lump sum payment, although apparently based on well-intentioned consideration, has only a hair-breadth difference from the forfeiture of ownership in the eyes of the inhabitants. The extent of dismay and chagrin on their part may well be judged by the fact that practically all of the responsible native office-holders beginning with the Chief Executive have expressed their wish to resign in case the recommendation of the report is carried out. We earnestly hope that the United States Government will take appropriate measure to ease the misgivings of the inhabitants and to open a way for their voluntary cooperation.

OFFICIAL STATEMENT BY THE AMERICAN AMBASSADOR FOR IMMEDIATE RELEASE

June 27, 1956

別
添
(二)

I have noted that as a result of recent press statements, particularly about the Price Sub-committee Report, there have arisen misapprehensions concerning American intentions in Okinawa and Japan. I want to say emphatically that there has been no change in our basic policy either toward Okinawa or Japan. With regard to the Ryukyu Islands we have recognized Japan's residual sovereignty and have no intention of seeking to acquire permanent possession of the islands. When we returned the Amami Oshima Islands to Japan in 1953 the Secretary of State said that the United States would continue to exercise its present powers and rights in the remaining Ryukyu Islands so long as conditions of threat and tension exist in the Far East. No one can predict exactly how long those conditions will obtain, but it remains our considered estimate that they necessarily may last for some time. In the meantime, I am sure our friends everywhere realize that our presence on Okinawa is part of our contribution to that joint strength essential to the defense of freedom.

With regard to the Security Treaty with Japan, it is important to remember the spirit in which it was drafted, which it expresses, and which continues to animate the collaboration

of

- 2 -

of our two countries. That treaty demonstrates the interest of both nations in the maintenance of international peace and security in the area.

It also unites them in maintaining the security of Japan itself toward which specific end Japan and America are partners and neither acts alone without consulting and considering the best interest of the other.

The Government has had a series of conferences with the representatives of the inhabitants of the Ryukyu Islands. Their complaints can be epitomized into the following four points:

- i) The rentals of the requisitioned land should be revised in line with method now being practiced in Japan proper.
- ii) Payment should be made annually and not in lump sum.
- iii) No additional requisition of land should be made.
- iv) Damages and losses incidental to the requisition of land should be paid.

It was also pointed out by the representatives that there is very little chance for the dispossessed landowners to rehabilitate their livelihood since the islands are already densely populated. There is practically no industry to absorb extra population.

It should be noted that in Japan, 80% of the net income is paid annually for farm land requisitioned, although purchase of land is also possible in case the owner wishes that way. Incidental losses and expenses such as removal of crops, trees or houses on the land, moving expense of the family, etc., are paid by the Government. It is also to be noted that in Japan, the necessary requisitioning has been carried out

by

別添
(三)

- 2 -

by a special agency of the Japanese Government and not directly by the U.S. Forces even during the Occupation years.

The main reason for the inhabitant's objection to the lump sum payment is their repugnance to part with their hold on land. They fear that, if a lump sum is paid and the land is retained and used by the U.S. Forces for an indefinite period, the land is as good as sold, and may never be returned to them. The islanders have an almost religious affection to their land, and they want to retain their "contact" with the land even if it is requisitioned for military use. Hence, they desire to be paid annually and not in lump sum. They also fear that if the money is paid in lump sum it may easily be squandered and that this way of payment will deprive them of the possibility of adjusting the rentals to future economic changes.

OKINAWAN PROBLEM

別
添
(四)

The four representatives of the Okinawa inhabitants who had been in Japan for about four weeks returned home on July 22. During their last conference with the Government officials, they stressed that the inhabitants cannot yield on (1) the lump sum payment and (2) additional land requisitioning. They reiterated their wish that the Japanese Government would assist them in their efforts.

Personal and informal

別
添
(五)

1. The best method is to adopt the procedures similar to those now being used in Japan.

The procedures taken by the Japanese Government in procuring lands necessary for U.S. Armed Forces are roughly as follows:

- a) The lands are leased on annual basis through contract;
- b) In case of agricultural land, 80% of the total net income (deducting necessary expenditures from the gross income. However, such expenditures do not include the cost of family labor.) deriving from it is paid as rent (20% is supposed to represent the cost of family labor which may be reallocated to other occupations);
- c) In case of non-agricultural land, prevailing rent of similar neighboring land is paid as rent;
- d) All damages and expenses incidental to the requisitioning are fully compensated;
- e) The landowner can appeal to the appraisal board in case he is not satisfied with the conditions of the contract;
- f) Outright purchase by the Government of requisitioned land is also possible when the landowner wished that way.

2. The alternative to the above:

It is surmised that the following procedures may also be found acceptable to the Okinawan people;

- a) Contract will be on 3 year basis which can be renewed;
- b) At the time of renewal, the rent may be revised in case there is a change in the current value of currency;
- c) The rent will be increased approximately 7 times of the old one;
- d) Lump sum payment may also be permitted when the landowner prefers that way. In such case the Army can use the land without fixing the duration but the land will be returned to the original owner when the Army relinquishes its use;
- e) Full compensation for the damages and expenses incidental to the requisitioning will be paid;
- f) New and additional requisitioning of land will be kept to the absolute minimum by (a) release to civilian use of unused land already requisitioned and (b) economic use of the existing requisitioned land spaces.

3. Additional suggestions:

- a) Using of experts from the Procurement agency of the Japanese Government in drafting and/or operating the requisitioning

requisitioning procedures in Okinawa;

- b) Using of Japanese experts in drafting plans for developing in Okinawa of industries the product of which could be exported to Japan. If such plans are put into effect, they will prove to be effective in providing livelihood for dislocated farmers.

Strictly Confidential

別添
(七)

Okinawan Land Problem

It seems that the Department of Defence is contemplating a plan in which a lump sum payment will be made for such agricultural lands as are required by the Army for an indefinite period of time. In this connection we understand that the Department may consider the payment by installments of such lump sum or the establishment of a certain profit-bearing pooling fund to which the expropriated landowners may deposit their money and draw it out at their convenience. Emigration program to some islands within the archipelago seems also to be under consideration.

In the opinion of the Japanese Government, the above plan of the Department of Defence is not sufficient to meet the wish of the inhabitants. According to the informations we have gathered from the responsible leaders among the inhabitants, their minimum requirements seem to be something like as follows;

- (1) The period of lease can be long (e.g. ten to twenty years) but not indefinite;
- (2) The payment should be made either annually or at short period intervals (e.g. every two or three years);
- (3) The rent should be increased at least by five to six times;

(4)

- 2 -

(4) New requisitioning of land should be restricted to the absolute minimum.

(5) There is not much room to emigrate to the islands within the Ryukyu archipelago. The inhabitants desire to emigrate to former Japanese Mandated Territory which is now under Trusteeship of the United States.

別
添
(八)

(1) The Okinawa Housing Corporation is a juridical person established under USCAR Ordinance No. 52 of September 29, 1951, with a view to providing housing facilities to the United States military and DAC personnel. The budget of the Corporation is subject to approval of the Civil Administrator after review by the Government of the Ryukyu Islands. It leases land in the cities of Naha and Mawashi and the villages of Misato, Sashiki and Ginowan.

(2) Because of the fact that the land thus leased had been originally requisitioned for military purposes and subsequently shifted to the Corporation's use, the rent was very low at the start. The landowners, dissatisfied with conditions of the contract, filed complaints with the Corporation in November 1954 and thereafter. Eventually, the Corporation conceded to raise the rent and also shorten the term of the lease in order to meet the wish of the owners. New lease contracts were made for all required lots by the early part of 1956.

(3) The monthly rents per tsubo agreed on are:

B¥3.00 for Misato and Sashiki

B¥5.00 for Ginowan

B¥12.00 for Naha and Mawashi

(The annual average rent per tsubo for farm land requisitioned by the Army was B¥2.45 until quite recently.)

(4)

- 2 -

(4) To cite one example, a contract signed on August 2, 1955 between the Corporation and a land owner in Ginowan stipulates that the term shall be 5 years and that the monthly rent of B¥5.00 per tsubo will be paid at a time on August 1 every year.

(5) This case of the Okinawa Housing Corporation indicates that where the rent is fair and the term is of short period the landowners will offer no opposition and contracts may be concluded without difficulty.

Desiderata to the Government for the
Settlement of Okinawa Land Problem

(October 29, 1956)

The Special Committee of the
Liberal-Democratic Party for
the Okinawan Problems

The Special Committee of the Liberal-Democratic Party for the Okinawan Problems, having carefully studied the problem of land requisition in Okinawa, which has now reached a very serious stage, has arrived at the following conclusions. It is earnestly hoped that the Government will carry out the negotiations with the United States with a view to realizing the measures suggested herein.

1. Rental rate

It is reassuring for us to see that the Price Report points out that the current rate of rent is admittedly low and recommends that a new rate should be determined in consideration of the productivity of the land. We strongly urge, however, that in assessing the new rate the actual conditions prevailing in the Islands will be fully weighed so that just and right figures may be attained.

In view of the fact that the Okinawan people are still dissatisfied with the present rate of rent determined by the United States Land Acquisition Commission for the Ryukyu Islands which

averages

別添
(九)

- 2 -

averages approximately three times of the former rate, it is believed that this rate will yet have to be properly raised to suit the existing conditions in order to avoid disputes.

2. Long-term easement and lump-sum payment

We are opposed to the establishment of long-term easement of indefinite term by the American Authorities. It is desired that the term of lease will be made five years, and in case the military authorities find the continued use of the land necessary, the land owner's agreement will be sought for a renewed term and a new rental rate.

In principle the payment of rent should be made on annual basis. However, if need be, an advance lump-sum payment of rents of more than one year may also be considered.

This is the very system employed at present by the Okinawa Housing Corporation (a semi-official organ of the Government of the Ryukyus) in leasing land for the purpose of building houses for the use of the United States military and DAC personnel. It should be taken note that this system is working without any trouble at all.

3. New requisition

It should be so arranged that no new requisition of land will be made. For this purpose care should be taken to make utmost use

of

of the 40,000 acres now under occupancy and reclamation of marsh and tideland should be effected.

If, after all such measures have been resorted to, new land is still needed, the waste land will first be utilized in order to avoid ill effects on civilian productivity which will ensue from the requisition of residential and farm lands. In case land is newly requisitioned, just compensation should be paid to the satisfaction of the owner.

4. Early release of disused land

Existence of considerable area of requisitioned land not actually in use for military purpose was pointed out in the Price Report, and it is welcome that the military authorities are now gradually returning such lots to their original owners. It is desired that this policy will be pursued to the fullest extent by intensive utilization of land by the military authorities --- construction of multifloored buildings for the residence of military personnel, for instance.

5. Compensation for loss of properties other than land.

There remain unsettled a considerable number of cases where damage was suffered on various properties due to military uses even after the coming into force of the Peace Treaty with Japan.

It

It is desired that an early payment of just compensation for such items as listed below would take place:

- (a) Houses, tombs, fences, crops yet to be harvested, trees, wells, etc. forcefully removed or destroyed.
- (b) Expenses needed for the restoration of the land released from military use to the original conditions.
- (c) Damage due to military maneuvers, etc.

6. As to those who have lost their land by military use, every possible step including reemployment measure should be taken to enable them to secure their livelihood. In particular, the following measures should be studied and be carried out:

- (a) Oversea emigration.
- (b) Absorption of labor population by means of industrial development.

一、同年八月十五日、在米大使館より沖繩軍用地の接收及びその支払方法に関する基本的構想を明らかにした米側の実施計画案を電報越した。(電文要旨、別添六)

よつて、八月三十一日、中川アジア局長はホーシー公使の來訪を求め、本件米案につき同局長から非公式提案として別添七のごとき書き物を手交して、

(イ) 現地住民は土地を売ろうとするものでなく、貸すだけの考え方であるから賃貸借契約は definite の期間を内容とするものでなくてはならない。

(ロ) 経済状況の変化に依り地代改訂の余地を残すこと。

以上の二条件を満たさぬかぎり、米案は地主の満足を得ず事態は更に悪化する恐れあると述べたところ、「ホー」公使は三年ない至五年の短期契約ということは問題にならないと答えたので、代案として二十年ない至三十年の長期契約を示唆したところ、長期契約であれば indefinite な契約と効果は同じという理窟になるように思うが地代の改訂には米議会が賛成しないであろう。いずれにせよ日本側の考え方は軍側に伝えて、研究の

資料としたいと述べた。

十三同年八月三十一日、井口顧問はツルードウ極東軍参謀次長と会談した際、同参謀次長は前記別添七のわが方の提案は very interesting である。又本件は元來米國と沖繩住民との間において解決せられるべき問題で、日本の介入は双方により embarrassing なることを惧れる。軍側としては米側と琉球当局の patient approach によつて解決し得ると考えている旨前置し、

(イ) 三年ない至五年の期限は短か過ぎるが、十五年ない至二十年なら一応考慮し得るであろう。

(ロ) 接收用地の評価については general approach をしようとする見解のもとに折角調査中である。

(ハ) 新規接收は出来るだけ少くしたいと述べた。

十三同年十月十七日、重光外務大臣はアリソン大使と会談、前記別添(甲)の如き書き物を手交し、住民の希望を出来るだけ実現するよう努力願いたいと述べたのに対し、「ア」大使は、最近ワシントンの決定の発展等は承知してはいないが、よく調査して十分検討はしてみようと言えた。

十四同年十一月二日、中川アジア局長は米大使館モーガン参事官と会談した際、別添(ハ)の書き物を手交し、沖縄における住民公社の制度を説明し、同公社が借上げている土地は米軍の用に供せられているにもかかわらず接収軍用土地に比して契約期間、地代について著しく有利な取扱いを受けていることを指摘し、軍用地問題解決にこの制度を参考とするよう要請した。

十五同年十二月十二日、中川アジア局長は在京米大使館モーガン参事官と会見、自由民主党沖縄問題特別委員会が作成した「沖縄軍用地問題解決に関する政府への要望事項」の英訳文別添(イ)を参考資料として同参事官に転達して米側の善処を要望した。

十六昭和三十三年六月岸総理訪米の際、軍用地問題解決のため「ダレス」國務長官に対し日本兩國議員よりなる合同調査団を現地へ派遣したい旨を提案したが、米側は米國議會制度上困難なる旨を回答した。

別添(六)

昭和三十一年八月十五日付谷大使発高崎大臣あて
電文要旨

一、沖縄土地問題の現段階に関し、実施計画の基本的構想は左のとおり。

(一) 土地接収方法

接収土地を(イ)恒久的施設のある土地(飛行場、滑走路用地、格納庫用地等)、(ロ) Indefinite period に亘る基地として必要とされる土地(基地内の「アンテナ・レーダー」用地等)及び(ハ)一時使用地(例えば台湾向米軍滞留建物、土地等)の三つに区分する。(イ)(ロ)は long term easement を設定する。

右 easement を設定するに当つては、飽まで話し合いによつて所有者の納得を得る方法を講ずる考へであり、住民の要望も充分斟酌して出来るだけ flexible な方法をとることを考へてゐる。

但し、話し合いの纏らない場合の最後の手段として強制収用をも考へている。

すべての場合を通じて五万名を越える細分化された土地所有者個々に対して以上の手続を完了するためには相当期間数ヶ月を要するものと思われる。

右(イ)の場合を通じて日本におけるが如き政府買上げの方法は全く考えていない。これは米側は土地に対するタイトルを必要としないこと、タイトル取得のためには米国の特別立法を必要とすること、更らにたとえ僅少の土地を買上げても左翼の宣伝の具に供されるに過ぎないこと等の考慮によるものである。

(イ)はブライス報告の範囲外の土地であるとの解釈のもとに賃借契約によることを考慮する。

(二) 支払方法

接收土地の再評価を行い、従来のアプロプリエーションにて不足の場合、追加分は議会もこれを認める方針である由、

(a) 前項(イ)の一時使用土地に対しては、賃借権契約によつた場合は毎年賃借料を支払う。

(b) 前項(イ)の恒久的目的のために使用される土地に関しては

- (1) 希望者に対する一括払
 - (2) 分割払いも考慮する
 - (3) 投資による収入支払
- の三方法が考えられる。

二 本件土地問題の根本的解決のためには、日本におけるがごとく琉球政府を通じる接收方式を採用するに越したことはないが、琉球政府の機能が余りにも限定され且つ、弱体であるため目下のところ、かかる方式は実行不可能である。

三 沖縄の土地賃借料に関しては、一九五二年に遡り、従来の三倍に引上げられた結果農地の年平均賃借料は一家族所有者平均〇、八エーカーにつき六〇ドルである。

これを日本の農地坪当り平均二〇円と比較し、〇、八エーカーに換算すれば一九、三四〇円すなわち五四ドルとなり、日本農地平均賃借料とは大差がない。

六七六六
昭和三三年五月七日一九時四〇分
米

米
朝海大使
館長符號
廣山大臣

次官
一長官

(沖繩土地問題)
第六八八号(館長符號、至急)
貴電第九七〇号に關し

貴便の「ロ」との会談に対する本省の見解左のとおり、右通
宣米側へ御説明の上先方の反応回電ありたい。
軍用地問題に關する米政府の再検討の結果が再びランブサム
となる場合早に沖繩のみならず日本内地においても反動的に
再検討の声明直前以上の好ましからざる事態を生ずるであら
う。
沖繩島民が所謂ランブサムに反対するのは種々の理由がある

電信寫

が内容的には経済的なものと政治的かつ法律のなものと分析
し得る。

前者に關しては土地に對するタイトルを保有し、年地代の
十六倍半に相當する一括払いの金額を受領すれば「ロ」の述
べた通り租理論としては必ずしも不利とは言ひ得ないである
が最近東京した陳情団が明治維新の薩藩置縣の際、政府より
一時金を受けた士族の運命に言及した如く経済情勢特に貨
幣価値の變動よりの影響の外一括払いの金額はとかく費消さ
れ易く、彼等は毎年払いを最も安全な方法であると信じてい
るものであり、かつ沖繩における地価の急激な騰貴の事情より
して定期的に地代改訂を希望している次第である。現在地
代の毎年払い、定期的改訂は全島一致の政治的スローガンとな
なつている事態にも鑑みこれを認めることが土地問題解決の
最小限度の条件といわざるを得ない。
政治的かつ法律のな面に關しては往電第六五六号の三の事情

外務省

あり、復元の規定なきのみならず米國が地上施設の所有権を有する關係上、地主の有する土地のタイトルは全く名目的なものに過ぎず、米國は永久に沖繩に止まるものにあらずとの米政府の声明にかかわらず米國が土地の不特定期限使用に關し物権的性格の強い権利を取得する場合特に將來地上施設を如何にするかに關連し土地の將來そのものに不安を感じていることが所謂ランプサム反對運動の重大原因をなしている次第である。

因從つて本件解決のためには、前記第二項を米側が認めることを前提とし、第三項に關しては米側が恒久的軍事施設の土地のタイトルが不安定であることは容認し得ずとの態度を取ることとは瞭解し得るところであるが地主側も軍事的に必要を期間米側が継続的に使用することとそれ自体には反対しおらずこの種継続的使用の権利が物権的性質を帯びることは好まな

り地料改訂を除き契約は継続されるといふが如き条項を挿入することには反対せざるものと推定される。もつとも恐らく米側としては軍用土地の継続的使用を確保するため右に述べた不十分であるとの態度をとるであらうが何れにしてもこれを調整する何等かの方式を案出することが可能にあらずやと考へたる次第である。

(続)

之を要するに米軍が必要期間・継続的に軍用土地を使用することを確保するための権利の名称および組織が問題となるが右は復元の問題と密接な関連性あり客観的に見て現状回復不可能な土地の事後処理をも含め米国の軍事的使用の終止した際に於ける事態の処理に日本政府が何等かの役割を演ずることを米側が認めれば問題解決に資するところ大なりと見られる。

又沖縄復帰開始の時期は未定であり今後の成行追憶すべきも当面米側が上述せる諸事情に理解を示すことが本件解決のための前提となるものと思考されるところであり当面米側の立場と沖縄島民の希望との間の距離を出来得る限り縮小し最終的解決への道をひらくべき段階なりと思考される。

電信写

昭和三三 八二八一 暗 ワシントン 五月八日一七二〇 米

本 省 九日〇七〇七着 参

藤 山 大 臣 朝 海 大 使

(沖縄土地問題に關する件)

第一〇二二二号 (館長符号抜)

貴電第六八八号に關し

一八日國務省マーチンは安川に對し沖縄土地問題に關し五の二の答
り内話した趣である。

國務省としても再検討の結果、一括払いの現状に逆戻りする
が如き場合の現地ならびに日本国内の世論が現在より更に悪化
すべきことは承知しており、折角努力甲であり、國務省としては
一括払い方式と短期賃貸契約方式(期間は五カ年なりやとの賃
問に對しては、確定はしていないがほぼその見当であると答え

外務省

了帳記

電信写

(第一〇二二二号の二)

た)のいずれかを個々の地主に選択せしめるとの方針を決定し、
軍側も關係部局が全部固まつたわけではないが、大体右に同調
する見込である。賃貸契約の期間満了後、その更新を地主が拒
否することについての懸念がないわけではないが、終極的には
軍が強制収用権をもつていふことでもあり、賃貸契約という形
式をとる以上、理論的には地主側に契約更新の拒否権が存する
形となつても致し方ないと考えている。以上いまだ最終的な結
論に達しているわけではなく、いずれにしても正式決定は沖縄
現地代表の来米後に行う予定である。なお土地の評価ならびに
賃貸料も再検討の対象となつており、これについても現地代表
の言い分を聴取することとなつていふ。

三 現地側は一括払いの廃止と五カ年の賃貸契約を主張しおる趣な
るところ、前記の如く両方式の選択となつても、少くとも今後
の土地取得分については地主全体が賃貸契約を選べば一括払い

外務省

電信写

(第一〇二二号の三)

廃止と同様の結果となり、問題はないと思われるが、現地側は既に一括払いを受諾した分についてもこれを貸付契約に切替えすることを主張しおるものなりや否や、これに対する政府の御見解と共に当方参考までにお知らせ願いたい。なおマーチン内閣は外部は勿論、現地米大使館側にも御引用なきようお願いしたい。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、農、米、情各局長、農参、米参、
総、匪一

外務省

電信写

昭和三三 八二八一 暗 ワシントン 五月八日一七二〇発 米

本 省 九日〇七〇七着 参

藤 山 大 臣 朝 海 大 使

(沖縄土地問題に関する件)

第一〇二二号 (館長符号抜)

貴電第六八八号に關し

一八日國務省マーチンは安川に対し沖縄土地問題に關し左の通り内話した趣である。

國務省としても再検討の結果、一括払いの現状に逆戻りするが如き場合の現地ならびに日本国内の世論が現在より更に悪化するべきことは承知しており、折角努力中であり、國務省としては一括払い方式と短期貸付契約方式(期間は五カ年なりやとの質問に対しては、確定はしていないがほぼその見当であると答へ

外務省

証

電信写

(第一〇二二号の二)

た)のいずれかを個々の地主に選択せしめるとの方針を決定し、軍側も関係部局が全部固まつたわけではないか、大体右に同調する見込である。賃貸契約の期間満了後、その更新を地主が拒否することについての懸念がないわけではないが、終極的には軍が強制収用権をもつていいことでもあり、賃貸契約という形式をとる以上、理論的には地主側に契約更新の拒否権が存する形となつても致し方ないと考えている。以上いまだ最終的な結論に達してゐるわけではなく、いずれにしても正式決定は沖繩現地代表の衆米後に行う予定である。なお土地の評価ならびに賃貸料も再検討の対象となつており、これについても現地代表の言ひ分を聴取することとなつてゐる。

二現地側は一括払いの廃止と五カ年の賃貸契約を主張しおる趣なるところ、前記の如く両方式の選択となつても、少くとも今後土地取得分については地主全体が賃貸契約を選べば一括払い

外務省

電信写

(第一〇二二号の三)

廃止と同様の結果となり、問題はなと思われれるが、現地側は既に一括払いを受諾した分についてもこれを賃貸契約に切替えることを主張しおるものなりや否や、これに対する政府の御見解と共に当方参考までにお知らせ願ひたい。なおマーチン内閣は外部は勿論、現地米大使館側にも御引用なきよう願ひたい。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、軍、米、情谷局長、軍参、米参、
総、軍一

外務省

極秘

電信写

(第一〇三七号の二)

趣旨により説明を加えておいたが口はこの点は自分のような経済人には納得が困難であるが、ともかく貴使御希望の線は十分考慮して関係方面と折衝することと致したいと述べていた。

その際口は、右経済的理由のみならず、一々契約を更新するといふ技術的の煩わしさという点よりするも、自分の予想していた程に問題は簡単でないので困つていと付言し、前回会見の際よりは幾分消極的な態度に見受けられた。

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、
総、亜一

外務省

極秘

電信写

昭和三三 八三七七 暗 ワシントン 五月八日一八三〇発 米参
本 省 一〇日〇八五ニ着
藤山大臣 朝海大使

(沖縄土地問題に関する件)

第一〇三七号
往電第一〇二二号に関し
九日ロバートソンと会見の機会に再び日本側見解を申述べた上、その後の審議模様を尋ねみたる所、
「ロ」は日本側の希望は承知しておるが、レムニツァーも自ら欧州に出張中であり、話はその後具体的に進んでいない。

日本の総選挙や沖縄よりの代表者着米前に米側意見が固まるとは考えていないと述べ、一括払いにつき日本側が反対する経済的理由は了解に困難なる旨繰返したるにつき、本使より貴電第六八八号の

記帳了

外務省

次官
一長

六七九七
六七八九
六七八九
六七八九

昭和三十五年五月八日 一九時〇分

在米 朝澤大使 藤山大臣

第六九二号 (沖縄軍用地問題に関する件)

七日当省を来訪の沖縄軍用地連合会(全軍用地主の団体)会長桑江より聴取した現地情勢内閣要旨左の通り御参考まで。
一 立法院土地委員会において現地代表七名程度(社大党二、民主党一、無所属一、琉球より主席及び官房長、外に桑江の子息)を渡米せしめることに内定、時期は米議会の関係も考慮し、五月二十日前後出発を目途に取り急ぐおるも多少延びるやも知れず。

電信寫

本件代表渡米には米民政府側も反対せずと観測している。
二 現地側の解決具体案は至急文書に取纏め(内容は先般送付した昨年九月二十六日の立法院決議及び本年四月十一日付決議と略大同小異なるべし)代表派遣前にも日米両当局筋へ送送したい所存であるが、軍用地委員会としてこれ迄取纏めた考え方としては
①地料の毎年払いと、現行地料の引上げ及び今後定期(五ヶ年毎)に改訂を行うとの線は固く譲れない
②契約方式は定期賃貸借を切望するが、米軍による土地の継続使用については全地主の同意を取り付けているので、米側が軍事上の理由より期限明示を不可能とする場合は、無期限でも「賃貸借」の用語と、出来れば「地主が使用の継続に同意する」の如き表現が用いられれば関係地主には容ませ得ると考える、要は表現と運び方のテクニック

外務省

クの問題と思われ、何分軍用地問題は政治問題と絡み合っているので、左翼系に妨害の口実を与えないうり配慮を要する。

現地側は日本政府の幹施による本問題の解決に大きな期待をかけていると共に、軍用地返還の場合の復元及び補償の問題に國連米軍の使用終止の限日本政府が土地関係の最終処理の権利と責任を負う、という何等かの形の瞭解が兩政府間で出来ることを要する。

外務省

次長 米
局長 北

極秘
六九八二
六九九四
昭和三十五年五月二十二日 九時〇分
米

アメリカ合衆國
朝海大使
藤山大臣

第七二二号
（沖繩軍用地問題）
貴館第一〇二二号に關し

國聯機電の「國務省事務當局の考案」が採用されれば、陸軍が従来の使用を必要とする場合、貸賃料の改訂を条件として、二番の「(回) 桑江の述べた如く、當初の契約に地主側は米國が継続的使用を必要とする場合、貸賃料の改訂を条件として、契約更新に際する、との期き事項を設けることも可能ならぬ。

電信寫

やと考へたる次第である。一短期貸付債と一括払いの還付方法は沖繩島として反対する理由を言ふのと思われ（但し関係者は現存令の一括払いに關する各条項が存続することと相違するので果して直に増収制を実施されるか又將來一括払いに違ふと見せるとなると等しい点に關し米國の真意に疑念を懐く傾けはありと見てゐる）

右に對照して、すでに一括払いを実施せるケース（一括貸付債の償還のみなす、収用者知済みおよび収用者告知済みの要あり。）を採納にするのは重要案件であり、現在のことる種地において尙ほ問題として表面化する段階に至つてゐないが、地産物は當然有金債を含むて増収制をとることを主張するものと考へられ、これが如何に準備的にも煩雜であることは明らかであるが、種地において増収制にランソマン受取を余額なくされたとの考へが強く且つ臨時増収として増収の余額

なく増収能力をなした資金貸付債のものが不利な立場にみかれることには注意せしめらるゝ、やはり増収制が適用されるべきものと考へる、其際貸付債に及ぶ本件に關する米政府の内部事情が漸次判明するに逐つたが、貴國第九七〇番の末尾「の述べたるを聞き沖繩縣債の抽出までには是非大體の見通しをいつておく必要ありと思ふるので、貴國債下のラインにて米政府の立場が如何なるよりも米政府内部への工作の努力をなされたい（後述第九八〇番の附録中、近代政府の点、同の末尾の点）但しこの点は他の諸条件と関連性あり、貴國債下の如何なる場合を必ずしも必要とせずまた米債が強く反對を採る場合は如何に打撃の程度に止められたい（後述第九八〇番の「の附録及び如何の点等について米政府内部の議論の上、結果如何ありたい。

CONFIDENTIAL

4-13/5

依頼者	持参者	タイ主任	タイヒスト	主管・受領者
			堀 三	
電話	2/1/55	2/1/55	月 日 依頼	年 月 日 済

Okinawa Land Problem (draft)

You must be well aware that any matters concerning civil administration of Okinawa by the U.S. Government affect directly or undirectly the internal politics of Japan in a substantive way, and that the handling of these problems has an important bearing upon the over-all Japan-U.S. relations.

It is from the very standpoint that Foreign Minister Fujiyama, in his interview with you on April 18, has given the desired of the Japanese Government informally that "the present arrangement for acquisition of so-called determinable estate on land for military use by lump sum payment be discontinued and a formula which better accommodates the desire of the Okinawans be adopted."

Today I would like to talk on this problem in more specific terms.

The complaints of the Okinawan inhabitants against the U.S. land acquisition program are varied, and their requests for improvement also range into details. However, it will be safe to say that the greatest common denominator will boil down to the following:

1. The present formula of acquiring determinable estate by lump sum payment (as provided for in ^{USCAR} Ordinance No.164, Paragraph 2, a) be discontinued and substituted by a rental formula payable annually and subject to change in rental every five (5) years.

2. As the present rental is too low in comparison with the actual income of the landowners and with the value of the neighboring land. The assessment formula now used in Okinawa will render the rental comparatively lower in relation to the assessment formula adopted by the Special Procurement Agency in Japan proper, and therefore, the present rental should be increased by 1.5 to 2.0 times as much as the present rate.

3. In the light of the landowners' complaint that the assessment of rentals tends to be unilaterally decided by the United States authorities, such measures as establishing of an "Assessment Committee" composed of the judges of "USCAR Land Court" (as provided for in Ordinance No.164) and ^{include} ~~inhabitants'~~ ^{inhabitants'} representative(s) will be taken, ^{with the participation} and the judges will give an award after taking into consideration the assessment by the said Committee. *de facto*

4. No new acquisition of land will, in principle, be made, and land now under requisition will be released as much as practicable.

Regarding the above proposals, the U.S. Government may feel that in the rentals system each time the lease expires continued use of the land itself becomes an issue and the U.S. authorities must secure an agreement of an individual landowner, which will not be acceptable to the U.S. Government because of the nature of the military facilities.

However, the majority of the landowners are not opposed to the continued use of the land as long as the military requirements of the U.S. last, and should they object to it, the Japanese Government will not be able to support such an objection.

Weighing all the available information, I believe that the landowners will comply with the condition that they will agree to the continuation of lease in case the U.S. military authorities require the further use of land after the expiration of the original contract period.

The U.S. Government may think that there is not sufficient assurance in the foregoing for continued use of the land. On the one hand, the landowners desire strongly to avoid as far as possible the situation where the right of such a continued use will bear the characteristics of a real right (ius in re) and on the other hand, they are not opposed to it that the land will be used by the U.S. forces de facto as long as they require it.

Thus it is deemed possible to devise one formula or another whereby the U.S. Government can make its stand clear, and at the same time have its requirements fulfilled.

It may be noted in this context that the form of contract and mode of a right of the continued use as long as required by the U.S. forces are closely related to the disposition of the problems which may arise after the termination of the use of the land by the U.S. forces.

As the period of the use of land will entirely depend upon the judgement of the U.S. Government, the islanders now entertain all the more anxiety over the outcome of the problems as such restoring land to the status quo ante and the disposal of the permanent establishments or properties on land.

Viewed from this angle, if the Japanese Government makes it clear that it is prepared to take care of the questions after the termination of the use of land, it will be quite effective to remove the above misapprehension of the inhabitants. I wish that you will study this aspect of the problem as well.

I may add that the U.S. endeavors in expanding the financial as well as technical assistance to Okinawa in increasing the number of Okinawan emigrants and developing the resources of the islands and industries will undoubtedly alleviate the effect of land acquisition upon the Okinawan economy, and greatly contribute to the welfare of the islanders. Therefore, with the understanding of the U.S. Government, the Japanese Government is prepared to study the measures to cooperate with the U.S. in these fields.

At any rate, the Okinawa land problem is an extremely important issue in order to maintain the now existing friendly relations between Japan and the U.S., and the utmost prudence is required so as not to bring about again an undesirable situation in Okinawa as a result of the review of the U.S. land acquisition policy.

Thus, the Japanese Government desires particularly that before reaching a final decision, the U.S. Government will intimate the outline of the new measures to be taken and seriously take into consideration the views which the Japanese Government may have to suggest.

沖繩軍用地問題に関する山田次官の在日米國大使への
勅諭申入れ要旨(案)

山田次官

沖繩における米國の施政上の諸問題は、直接、間接日本の内政に強
強く影響し、その処理いかんは日米關係に重要な意味をもつこと御
承知のとおりである。当面の沖繩の軍用地問題について、去る四月
十八日藤山外務大臣が賈大使と会見の上、「現在行われている一括
払いによる軍用地の有限不動権 (Determinable estate) 取得の方式を
取り止め、住民の要望に沿った方式に改善されるよう。」日本政府
の希望を非公式に申入れられたこともこの見地から外ならないが、
本日はこの問題につきさらに具体的にお話ししたいと考えてある。
沖繩軍用地の収用計画に対する住民の不満は種々あり、従つてそ
の改善に対する要望も細い点ではいろいろあるが、共通な、基本的
な点を最大公約数に絞れば、次のように述べて差支えないかと思わ

極
秘
まで

れる。すなわち、

(一) 現行の地料一括払いによる有限不動産権(布令第一六四号二
のaの規定する Determinable estate) 設定の方式を廃止し、地料
毎年払い、五年毎に地料改訂の賃貸借方式に切替えること。

(二) 現行地料は、地主の實際収益、あるいは隣接価格^{その他}などから比
較して一般に低すぎ、また日本本土における特調の評価方式か
らみても、沖繩の評価方式では割安となるので、相当程度(一
五倍ないし二倍を考慮)引上げること。

(三) 地料の評価は米側の一方的決定に偏する嫌ありとの地主側の
不満にかんがみ、たとえば土地裁判所(布令第一六四号による
USCAR Land Court)に住民代表を加えた評価委員会を設け、裁
判官は右委員会の評価を尊重して地料を裁定するがとき方法

を講ずる。

(四) 新規接収は原則としてはとり止めるとともに、既使用地もできる限り解除すること。

なお、本件に関し米政府としては、賃貸借方式では契約期間満了後土地の継続使用それ自体が問題となり、あらためて個々の所有者の同意を要することは軍事施設の性質上容認しえずとの立場をとられるものと想像するが、大多数の地主は米國が軍事的に必要な期間土地を継続的に使用することには反対しおらず、また仮りに反対するとすれば日本政府としてもこれを支持することはできない。諸情報を総合すれば、地主側は契約期間満了後米軍が必要とする場合契約の継続に同意するとの条件に応ずるものとみられる。

米政府としてはあるいは右にては継続使用を確保する保証として不十分なりと考えられるかも知れないが、地主側は継続使用の権利が物権的性格を帯びることは成る可く避けたいと強く希望している反面、事実上土地が米軍の必要とする期間使用されること自体は反対せずとの意向を示しているので米政府の立場を明らかにし、かつその必要性を充す何等かの方式を案出することが可能ではないかと考える次第である。

右に関し契約の形式及び米軍の必要期間継続使用を認める権利の態様は米軍の使用終止後における事後処理の問題と密接な関連性を有するものであり、使用期間が米政府の認定にかかると、土地の復元の問題及び地上恒久的施設が将来如何になるか等の問題とからみ島民に多大の疑惑を与えているのが現状である。この角度より聞

題を見る場合、若し日本政府が事後処理に任ずることが明らかになれば島民の不安を一掃するのに多大の効果あるべく、この点併せ御研究を願いたい。

なお付け加えれば、沖縄移民の増大、沖縄の資源、産業開発についても、米國がこの際財政的あるいは技術的援助の増大を図ることは、軍用地収用に伴う沖縄経済への影響を緩和し、住民の福祉向上に資するところ大なりと考えられるので若し米國政府の了解があればそれ等の点についても日本政府として協力の方法を検討する用意を有している。軍用地問題はいずれにせよ日米の友好關係維持のため極めて重要な問題であり、再検討の結果再び沖縄に好しからざる事態を生ぜざるよう慎重を期する要あり、米政府の最終決定に先立ち、日本政府に大綱を内示され、当方の見解をも充分參酌されるより特に希望する次第である。

CONFIDENTIAL

極
秘
まで

Okinawa Land Problem (draft)

You must be well aware that any matters concerning civil administration of Okinawa by the U.S. Government affect directly or indirectly the internal politics of Japan in a substantive way, and that the handling of these problems has an important bearing upon the over-all Japan-U.S. relations.

It is from the very standpoint that Foreign Minister Fujiyama, in his interview with you on April 18, has given the desire of the Japanese Government informally that "the present arrangement for acquisition of so-called determinable estate in land for military use by lump sum payment be discontinued and a formula which better accommodates the desire of the Okinawans be adopted."

Today I would like to talk on this problem in more specific terms.

The complaints of the Okinawan inhabitants against the U.S. land acquisition program are varied, and their requests for improvement also range into details. However, it will be safe to say that the greatest common denominator will boil down to the following:

1. The present formula of acquiring determinable estate by lump sum payment (as provided for in USCAR Ordinance No.164,

Paragraph

- 2 -

Paragraph 2, a)) be discontinued and substituted by a rental formula payable annually and subject to change in rental every five (5) years.

2. The present rental is too low in comparison with the actual income of the landowners and with the value of the neighboring land. The assessment formula now used in Okinawa will render the rental comparatively lower in relation to the assessment formula adopted by the Special procurement Agency in Japan proper, and therefore, the present rental should be increased by 1.5 to 2.0 times as much as the present rate.

3. In the light of the landowners' complaint that the assessment of rentals tends to be unilaterally decided by the United States authorities, such measures as establishing of an "Assessment Committee" inside of "USCAR Land Court" (as provided for in Ordinance No. 164) with the participation of inhabitants' representative(s) will be taken, and the judges will give an award after taking into consideration the assessment by the said Committee.

4. No new acquisition of land will, in principle, be made, and land now under requisition will be released as much as practicable.

Regarding the above proposals, the U.S. Government

may

may feel that in the rentals system each time the lease expires continued use of the land itself becomes an issue and the U.S. authorities must secure an agreement of an individual landowner, which will not be acceptable to the U.S. Government because of the nature of the military facilities.

However, the majority of the landowners are not opposed to the continued use of the land as long as the military requirements of the U.S. last, and should they object to it, the Japanese Government will not be able to support such an objection.

Weighing all the available information, I believe that the landowners will comply with the condition that they will agree to the continuation of lease in case the U.S. military authorities require the further use of land after the expiration of the original contract period.

The U.S. Government may think that there is not sufficient assurance in the foregoing for continued use of the land. On the one hand, the landowners desire strongly to avoid as far as possible the situation where the right of such a continued use will bear the characteristics of a real right (ius in re) and on the other hand, they are not

opposed

opposed to it that the land will be used by the U.S. forces de facto as long as they require it.

Thus it is deemed possible to devise one formula or another whereby the U.S. Government can make its stand clear, and at the same time have its requirements fulfilled.

It may be noted in this context that the form of contract and made of a right of the continued use as long as required by the U.S. forces are closely related to the disposition of the problems which may arise after the termination of the use of the land by the U.S. forces.

As the period of the use of land will entirely depend upon the judgement of the U.S. Government, the islanders now entertain all the more anxiety over the outcome of the problems such as restoring land to the status quo ante and the disposal of the permanent establishments or properties on land.

Views from this angle, if the Japanese Government makes it clear that it is prepared to take care of the questions after the termination of the use of land, it will be quite effective to remove the above misapprehension of the inhabitants. I wish that you will study this aspect of the problem as well.

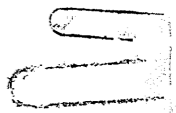
I may add that the U.S. endeavors in expanding the financial as well as technical assistance to Okinawa in

increasing

increasing the number of Okinawan emigrants and developing the resources of the islands and industries will undoubtedly alleviate the effects of land acquisition upon the Okinawan economy, and greatly contribute to the welfare of the islanders. Therefore, with the understanding of the U.S. Government, the Japanese Government is prepared to study the measures to cooperate with the U.S. in these fields.

At any rate, the Okinawa land problem is an extremely important issue in order to maintain the now existing friendly relations between Japan and the U.S., and the utmost prudence is required so as not to bring about again an undesirable situation in Okinawa as a result of the review of the U.S. land acquisition policy.

Thus, the Japanese Government desires particularly that before reaching a final decision, the U.S. Government will intimate the outline of the new measures to be taken and seriously take into consideration the views which the Japanese Government may have to suggest.



沖繩軍用地問題に関する山田次官の対策申入れ
要旨(案)

沖繩における米国の施政上の諸問題は、直接間接日本国民全体の心理に強く影響し、その処理如何は日米關係に重要な意味を有つこと御承知のとおりである。当面の沖繩の軍用地問題について、去る四月十八日藤山外務大臣が貴大使と会見の上、「現在行われている一括払いによる軍用地の有限不動権 (Determinable estate) 取得の方式を取り止め、住民の要望に沿つた方式に改善されるよう」日本政府の希望を非公式に申入れられたこともこの見地から外ならぬが、本日はこの問題につき更に具体的にお話し致したいと考えてゐる。

極秘
まで

沖繩軍用地の収用計画に対する住民の不満は種々あり、従つてそ

の改善に対する要望も細い点では色々あるが、共通な、基本的な点を最大公約数に絞れば、次のように述べて差支えないかと思われる。即ち、

(一) 現行の、地料一括払いによる有限不動産権 (布令第一六四号二の a の規定する Determinable estate) 設定の方式を廃止し、五カ年の定期賃貸借 (布令第一六四号二の b に規定する Leasehold) と略同一内容) 方式に切替えること。

(二) 現行地料は、地主の実際収益、或いは隣接土地価格等から比較して一般に低過ぎ、又日本本土における特調の評価方式から見ても沖繩の評価方式では割安となるので、相当程度 (一・五倍乃至二倍を考慮) 引上げること。

(三) 地料の評価は米側の一方的決定に偏する嫌あり、よつて例えば土

米
五三三三三三

地裁判所（布令第一六四号による USCAR Land Court ）に住民代

表を加えた評価委員会を設け裁判官は右委員会の評価を尊重して
地料を裁定するが如き方法を講ずる。

(四)新規接収は原則として取り止めると共に、既使用地でも不用地は
最大限に解除すること。

なお本件に関し米政府としては賃貸借方式では契約期間満了後土
地の継続使用それ自体が問題となり改めて個々の所有者の同意を要
することは軍事施設の性質上容認し得ずとの立場をとられるものと
想像するが、大多数の地主は米国が軍事的に必要な期間土地を継続的
に使用することには反対しおらず又仮りに反対するとすれば日本政
府としてもこれを支持することは出来ない。諸情報を総合すれば地
主側は当初の契約において契約期間満了後米軍が必要とする場合契
約の更新継続に同意する、との一項を設けることに応ずるものと見
られる。

米政府としてはあるいは右にては継続使用を確保する保証として
不十分なりと考えられるかも知れないが、地主側は継続使用の権利が
物権的性格を帯びることは成る可く避けたいと強く希望している反

而事實上土地が米軍の必要とする期間使用されること自体は同意するとの意向を示しているので米政府の必要性を充分何等かの方式を案出することが可能ではないかと考える次第である。

右に關し契約の形式及び米軍の必要期間繼續使用を認める権利の態様は米軍の使用終止後における事後処理の問題と密接な関連性を有するものであり使用期間が米政府の認定にかかるので地上恒久施設が将来如何に変わるか等の問題とからみ島民に多大の疑惑を与えているのが現状である。この角度より問題を見る場合若し日本政府が事後処理に任ずることが明らかになれば島民の不安を一掃するのに多大の効果あるべくこの点併せ御研究を願いたい。

なお付け加えれば、沖繩移民の増大、沖繩の資源、産業開発についても、米國がこの際財政的あるいは技術的援助の増大を図ること

は、軍用地収用に伴う沖繩經濟への影響を緩和し住民福祉を向上する上に有効と考えられるので若し米國政府の了解があればそれ等の点についても日本政府として協力の方法を検討する用意を有している。軍用地問題はいづれにせよ日米の友好關係維持のため極めて重要な問題であり、再検討の結果再び沖繩に好しからざる事態を生ぜざるよう慎重を期する要あり米政府の最終決定に先立ち、日本政府に大綱を内示され、当方の見解をも充分參酌されるよう特に希望する次第である。

CONFIDENTIAL

23. 5. 12 甲入大
極
秘
まで

Okinawa Land Problem (draft)

You must be well aware that any matters concerning civil administration of Okinawa by the U.S. Government affect directly or indirectly the internal politics of Japan in a substantive way, and that the handling of these problems has an important bearing upon the over-all Japan-U.S. relations.

It is from the very standpoint that Foreign Minister Fujiyama, in his interview with you on April 18, has given the desire of the Japanese Government informally that "the present arrangement for acquisition of so-called determinable estate in land for military use by lump sum payment be discontinued and a formula which better accommodates the desire of the Okinawans be adopted."

Today I would like to talk on this problem in more specific terms.

The complaints of the Okinawan inhabitants against the U.S. land acquisition program are varied, and their requests for improvement also range into details. However, it will be safe to say that the greatest common denominator will boil down to the following:

1. The present formula of acquiring determinable estate by lump sum payment (as provided for in USCAR Ordinance No.164,

Paragraph

- 2 -

Paragraph 2, a)) be discontinued and substituted by a rental formula payable annually and subject to change in rental every five (5) years.

2. The present rental is too low in comparison with the actual income of the landowners and with the value of the neighboring land. The assessment formula now used in Okinawa will render the rental comparatively lower in relation to the assessment formula adopted by the Special procurement Agency in Japan proper, and therefore, the present rental should be increased by 1.5 to 2.0 times as much as the present rate.

3. In the light of the landowners' complaint that the assessment of rentals tends to be unilaterally decided by the United States authorities, such measures as establishing of an "Assessment Committee" inside of "USCAR Land Court" (as provided for in Ordinance No. 164) with the participation of inhabitants' representative(s) will be taken, and the judges will give an award after taking into consideration the assessment by the said Committee.

4. No new acquisition of land will, in principle, be made, and land now under requisition will be released as much as practicable.

Regarding the above proposals, the U.S. Government

may

may feel that in the rentals system each time the lease expires continued use of the land itself becomes an issue and the U.S. authorities must secure an agreement of an individual landowner, which will not be acceptable to the U.S. Government because of the nature of the military facilities.

However, the majority of the landowners are not opposed to the continued use of the land as long as the military requirements of the U.S. last, and should they object to it, the Japanese Government will not be able to support such an objection.

Weighing all the available information, I believe that the landowners will comply with the condition that they will agree to the continuation of lease in case the U.S. military authorities require the further use of land after the expiration of the original contract period.

The U.S. Government may think that there is not sufficient assurance in the foregoing for continued use of the land. On the one hand, the landowners desire strongly to avoid as far as possible the situation where the right of such a continued use will bear the characteristics of a real right (ius in re) and on the other hand, they are not

opposed

opposed to it that the land will be used by the U.S. forces de facto as long as they require it.

Thus it is deemed possible to devise one formula or another whereby the U.S. Government can make its stand clear, and at the same time have its requirements fulfilled.

It may be noted in this context that the form of contract and made of a right of the continued use as long as required by the U.S. forces are closely related to the disposition of the problems which may arise after the termination of the use of the land by the U.S. forces.

As the period of the use of land will entirely depend upon the judgement of the U.S. Government, the islanders now entertain all the more anxiety over the outcome of the problems such as restoring land to the status quo ante and the disposal of the permanent establishments or properties on land.

Views from this angle, if the Japanese Government makes it clear that it is prepared to take care of the questions after the termination of the use of land, it will be quite effective to remove the above misapprehension of the inhabitants. I wish that you will study this aspect of the problem as well.

I may add that the U.S. endeavors in expanding the financial as well as technical assistance to Okinawa in

increasing

increasing the number of Okinawan emigrants and developing the resources of the islands and industries will undoubtedly alleviate the effects of land acquisition upon the Okinawan economy, and greatly contribute to the welfare of the islanders. Therefore, with the understanding of the U.S. Government, the Japanese Government is prepared to study the measures to cooperate with the U.S. in these fields.

At any rate, the Okinawa land problem is an extremely important issue in order to maintain the now existing friendly relations between Japan and the U.S., and the utmost prudence is required so as not to bring about again an undesirable situation in Okinawa as a result of the review of the U.S. land acquisition policy.

Thus, the Japanese Government desires particularly that before reaching a final decision, the U.S. Government will intimate the outline of the new measures to be taken and seriously take into consideration the views which the Japanese Government may have to suggest.

北 長 官

七〇七三 昭和三十五年五月一日 二時〇〇分

在 米

海 大 使

藤 山 大 臣

極 秘

(沖繩土地問題)

第七二八号

貴電第一〇三七号に關し

十二日山田次官「マ」大使と会談の際沖繩土地問題に關し
在電第六〇七号本大臣の「マ」大使への申入れに普及し、往
後第六五六号の「マ」各項および三のラインにて本件を円満に
解決するためには一括払制度を廃止し五カ年間の貸貸借契約
五年毎に地料の改訂、地料水準の引上げ、地料決定に關して
地主側意向の反映等必要なるべき旨申入れるとともに、契
約期間満了後米軍が必要とする場合の継続使用を確保する方

電信寫

法として在電第六九二号の三の四の如く、当初の契約中に地
主側は米軍が必要とする場合、契約期間満了後これが更新に
同意するとの一項を設けることも可能なるべき旨を示唆し更
に将来米軍の使用終了後における復元および恒久施設の処分
に關し日本政府が事後処理に當ることを認めれば島民に安堵
感を与え事願取給に益するところ大なる旨説明したところ、
「マ」はこれを本國政府に伝達すべき旨指示した。

なお右次官の申入れに關し米大使館本件担当官「ロ」が詳
細な説明を求め来たつたので本省備官より一括払を実施せる
ケースにも選択制を実施する要ある点につき米側の注意を喚
起しおいた(在電第七二二号参照)。

山田次官の軍用地申入はつて
高島紀

右に南に米大使館ハーツ^五十二日田中参

事官を来訪 大要次へ如き依頼を答へて行

(ハーツ) 藤山大臣 山田次官より 沖繩軍用

地成題に南に申入を受け極要を述べた

後、二、三の案につき説明を南にたいし副提して

次官申入の書中の(二)の地料の案より米例は均等

外務省

厳格な調査を行ふ 米大使館下から安んずる
といふ不満は疑念を持つる

(田中) 隣接地域の値上りや一般至情情

勢の暴動を望つる、地代は次第に不均衡とな

るといふ、長近の案情を調査した上 相当程を

引上げた必要を生じている。

(ハーツ) 一括扱いはその存令では明白に所

外務省

有権は地主に残るとも規定してある。

縦之有限不動産権に關する契約はなすれども、地主は何んぞ不安があるかと考へるや、たゞ此

(田中) 契約の表理に内題があるや

は、たゞ有限不動産権その自体に地主側付
疑念と不安をもよほすや、……。

(ハーツ) 契約はかたがた有限不動産

権は、終止期に達するに如明子……といふが、

何れに不安をも持たしうかたろうか。

(田中) 軍用地には極之的を建造物に

あり、有限不動産権が終止するといふも、

のたうに方強であるに、極之建造物の処理

するが、法令には規定さへない。

縦之地主はその財産の土地使用権を單に

憲法に於たり又は私権として米例を永久に
保持するようたことになりはしむいかと懸念し
ていふ。

おそ、軍用地中恒久施設のあるもの又は
道路等、公共用に使用せしむるもの^{（日本に於て）}返せば地を
使用せしむるものも三つも分類して二例二者に
つては米例返還の際日本政府が代るべきこと

外務省

も処理するといふようなる方針も執るべき事
かと思ふといふ。

(ハーツ) 軍用地を返還せしむることに付
内はない。その期限は明かには困難である
そこで返還の際に土地や建築物と
いふ処理するかにいふようたことを布令で
規定すべしにほいかないが但し軍用

外務省

したる土地時地主に返すこととすし、恒久
 施設等。書^取も、は、琉球政社に移すと、才
 針と考えていた。その際、日本政社と琉
 球政社内と話し合ひて処理^取。出来はしないか
~~と~~
 (田中) 琉球政社に弱体化して住民に
 出さず、信用がな... 日本政社の中に入る

ということでは、住民が安心するということに
 如き。
 (ハーツ) 山田中への書(三)の土地裁判
 所は評価委員会を設けし、ということでは、これを
 法的に規定すれば、現地の土地収用計画の遂
 行が程々し、拘束されることになるが、早中
 九反討ちをせし思山、そうなるは、ウエートに

でも難色を予示し(1)と云ふ(困難では無い
か)と云ふ事。

百廿 地料の決定は一方的に押しつけられ
たという事なことは事実と相異ない。

(田中より) 又誤を恐いたる為には表現は過激
であつたかも知れないと説明)

(ハ) 日本政府の債権信託方式は

外務省

契約の切替は毎にトランプの如く起すはしま
いか、という不安がある。

(田中) 先般、神尾軍団土地委員会の
発表を来て説明した故によつて、地主は
土地の使用継続には左記一反対といふとい
ふ。従つて契約の更新は地主の意向によ
りて約束するといふことは地主も承諾す

外務省

またろう。

(ハーツ) シュタウナ方強で、その使用途
続も保障するが、未例は本まべく簡単な
方式も強しといふたが、右の案を法的
に技術的にいふように規定するが、ワメント

(田中) 当初契約 (2) は、そうした

やり方はトランプにも將來持越すも、これは

外務省

たにかの感情を抱くといふ。

(田中) 此の態度は先に述べた通り
であるが、相手は強硬に契約に土地の使用許
続に同意するといふ文句も挿入するといは
うか、述べた。(ハーツはうなすといふ)

外務省

軍用地返還の場合における日本政府
府への何れのし方につき二三の応答あり。

(1) 第一的には軍用地は直接地主に返還
すべきである。

(2) 道路その他公益目的に供せしむるもの
は之を公衆の利益を永久的に確保するものに
つては土地を日本政府が没収するに由るべき

公道に補償するに由るもの、指図を講せ
ぬはならぬ。琉球政府の側でやり切ら
ずは事ごとのい、日本政府は何れに
構もやつかぬはならない。そのやり方を
いとは、この案に關し、二の際、日米琉球政府間
の何れにかゝる解事項とするに由るべき
一、等の意見を去したるに對し、ハーツ

は趣旨を了解はしたまうたか、この地理地
の界の運動を拘束するに、あり従つて
このところも相当難色も、有りざるうとの
意見を述べた。

電信写

昭和三三 八一六七 暗

ワシントン 五月十三日一七四五発 米参
本 省 一四日〇八二五着

藤 山 大 臣

朝 海 大 使

(沖繩軍用地問題)

第一〇六一号 (館長符号級)

貴電第七二二号に關し

十三日國務省マーチンの安川に対する内話要旨左のとおり。

(一)一括払いによる場合、米軍側に復元の義務がないという問題は一括払いと賃貸契約との選択制が採られることとなればすべてが住民の選択に任せられるので、実際に問題は起らないと考える。

(二)選択制が採られる場合、既に一括払いを受領したものに對してもこれを適用するか否かの問題は、いまだ選択制を採ること自体が最終的に決定したわけではないので明言することは出来ない。

外務省

電信写

(第一一六一号の二)

いが、すべての地主を公平に取扱う意味で既に一括払いを受領した地主についても、賃貸契約を希望する地主よりは受領金額を返還させることにより(全額返還不可能のものについては不足額を爾後の賃貸料と相殺することにより)賃貸契約に切替える道を講ずべきであると考え。技術上大して困難であるとは考えない。

(三)土地裁判所が地主よりの訴えに對し決定を下す前に、現地住民の代表から成るなんらかの機関の意見を考慮に入れるという考え方は、来米を予定されている現地代表からそのような希望が表明されれば考慮の余地があると考え。

(四)不要土地の返還と新規接収の問題については、現在沖繩における軍事施設があまりに分散しているためこれをひとつと集約することが検討されている。この方針を実行すれば全体としての軍事施設の面積は減少するであろうが、部分的には新規接収を行

外務省

極秘

電信写

(第一〇六一号の三)

うことも同時に必要となつて来ざるを得ない。いずれにせよこの問題には各種の戦略的考慮が含まれて来るので、具体的結論を出すには相当長期間の検討が必要であると考えている。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、
総、亜北、米北

外務省

主	信	発信用	執務用	計
附	甲	/	/	2
属	乙	/	/	1
(別添紙)	別			2

極秘
 まで
 〆
 〆
 〆
 〆
 〆
 〆

記録分類

公	信	案	(甲)
件	名	写	送
件名		写送付先	受信人名
沖縄軍用地問題資料送付 五月十三日山田外務次官 米大使に對し、沖縄軍用地問題		在 朝海大使	北 大
到着期限 月 日 <small>この欄は至急信にのみ使用のこと</small>		発信人名 大	昭 和 33 年 1 月 13 日 起 案

主管 アジア局長

文書課送付 昭和卅三年五月拾六日

文書課長

主任 北東アジア課長

付属物添付

検査係 (原稿) (浄書)

起案者

昭
 和
 33
 年
 1
 月
 13
 日
 起
 案

記帳
 覽番号 615

要写 / 部

記録分類

電	信	案	(甲)
件	名	宛	管
件名	宛	管	主任
軍用地問題の関する件 上地対策の関する立地院環境の動きは 情報等より直接空送ありといふ高島	高松南進事務局長 南方連絡	北東 ア ジ ア 局 長	昭 和 年 月 日 起 案
暗 略 第 号 (L/IV)	電 送 第 号 33年5月1日自 17000 17000	回 覽 番 号 北 639	14 20

公 信 案

外 務 省

以同方申の必要 (往電第728号参考)
 照) 外務省) 及び 駐在員 に対する 折衝
 の 参考 資料 として 作成 した 沖港 の
 産業 及び 海軍 施設 に関する 調査 報告
 の ため 送付 する。
 沖港 の 海外 移民 の 増大 による 産業 及び
 海軍 施設 に関する 調査 報告 の 調査 結果
 について 調査 報告 する。

公 信 案

外 務 省

日米双方の間に 検計 協力 する 必要
 あり 申す こと、 村民 問題 について
 比重 一才 三六日 早稲 作 産 出 率 の 八 分 出 産
 以上 在 沖 港 の 調査 結果 及び 調査 報告
 によ り 調査 結果 及び 調査 報告 によ り
 要 する 資料 として 調査 結果 及び 調査 報告
 を 送付 すること、 調査 結果 及び 調査 報告

電信写

昭和三三 八九〇七 暗 本 省 五月一七日一四〇〇発 北
一八日〇八〇八着

廣 山 大 臣

朝 海 大 使

(沖繩土地問題に関する件)

第一一〇号(館長符号扱)

往電第九七〇号に關し

十六日マフィー副次官と会見の際、本使より沖繩問題に關する同次官不在中の様子を説明し、最近沖繩より責任ある人が來米する予定なる旨申述べた上、米側としては沖繩が自由國家防衛のため必要であると考えている以上(1)土地の使用が限定せられ、軍事目的の達成に支障が來たされること(2)沖繩における武器の能率に干渉せらるることは到底容認し得ざるべきも、この二大要請の範圍内にてならぬ米軍の防衛的能率に影響を及ぼ

記帳

外 務 省

電信写

(第一一〇号の二)

すこととなし得ることは多々あるはずなり、例えは土地の如き嚴に軍事的用途のほかには例えは厚生目的のためにある程度余裕を見て接收しておくことは、米國人の生活水準から見てもいはば[○]軍事的と思われればほどに必要なるべし、しかしながら祖先傳來の狭小な土地を有するに過ぎざる沖繩人にとり、右は全く堪え得ることなるべく、この辺はかねて自分よりロバートソンにも話しあり「基地は住民が基地使用の軍隊にホスタイルであるとき基地としての価値を失う」と云うことはサイプレスにおいて突証ずみの格言なり、私見なるが今般沖繩より責任者來米の節、また総選挙後の日本政府に対し、米國政府はその軍事上の大要請をアンミステイカブルにするとともに、右要請の範圍内ではでき得る限り沖繩人の希望を容れ、日本政府をエンパラスしないことが望ましいと述べたところ、「マ」は趣旨はよく了解せり、慎重に検討することと致したいと答えていた。(丁)

外 務 省

極秘

電信写

(第一〇三)

配布先 大臣、次官、官房長、庶、米、情各局長、庶參、米
參、總、庶北、米北、保

外務省

秘

七三〇三
七三〇四
昭和三三年五月二〇日 一時一〇分
米長

在アメリカ

朝海大使

藤山大臣

(沖縄軍用地問題に関する件)

第七四五号

軍用地問題に関する沖縄現地情勢左のとおり。
立法陣代表が四月末渡日陳情より帰つた後、沖縄では六回に亘り立法院土地特別委員会を開き同委員会を中心に現地側具
体案の取極めと、代表派米の二点につき取極め準備中のとこ
る、米国の軍用地使用を認める社大、民団、新進(無所属)
三派と、反対の立場をとる民進との間の開極つめず、十三日
の特別委員会においては具体案中の「支給方式」につき、三派
は「期間を決めないで」の賃貸借契約案」とするのに対し、民

電信寫

連はあくまで「賃貸借契約は合意によるものとする」とことを
主張、結局との点は「代表が渡米途中日本政府と打合わせを
決定する」とこととして、別項二の如き案を多数決で採択した
なお本具体案は一週日中に本会議で議決の予定であるが、
派米代表は一名派の六名となり立法院二(人選議長一任)、
琉球政府二(主席および財務局長)、地主三とし、五月下旬
出発の見込。

三軍使用土地問題解決具体案

- (一)一括払いについて
- (2)契約方式は本土政府と協議して決める。
- (3)使用料は毎年払いとし、長くとも三年毎に物価、その他
の事情をしの耐して協定する。
- (注、この期間は何れも余地ありと考える)
- (4)既に一括払いを受けたタイヌに対しては契約の破棄を要

求し、かつ毎年支払はるべき使用料をもつて返済する。

（目）新規接収について

（一）現在の既設敷地を合理的かつ効率的に使用し、新規接収は行わないこと。

（二）接収中の土地の内使用していない敷地等は早急に返還すること。

（目）返正補償について

（一）損失補償（軍用地内の地上物件に関するもの）・複元補償・損害賠償（被災地、遊路用敷地、水灌損失の弁合）、水利補償および慣習による損害賠償をなすこと。

（二）譲渡開始前の補償は日米間で早急解決する。

（目）地料について

（一）農地は農園所得額、農地以外の土地は近傍類似の土地の使用料に準じて算出した額とする。

（二）一般に島民の財産ならびに人に対して米軍人軍属が加え

た損害は迅速かつ十分に補償すること。

（目）地料は米軍当局および島民双方からなる査定委員会（仮称）を設置し、双方の合意により決定する。

極秘
一九八
昭和三三年五月二〇日一三時五〇分
米

三ノ
三宅
三官

在アメリカ合衆國
朝海大使
藤山大臣

(沖縄軍用地問題に関する件)

第七四六号
貴電第一〇六一号に關し

貴電には現行布令第一六四号に規定する一括払い方式と貸借方式をそのままとして兩者の選択制を認める意味なりや、特に貸借方式には現行の一時使用のものと同様の後元義務が明記せられるものと解して可なりや
貴電の向米側の考え方は原則として歓迎するところであるが新設徴収には島民の意向を尊重するより米側の産額が

電信寫

まじら。
本件に關する國防省並に關會筋の意向について情報あるは
留意ありたい。

外務省

電信写

(第一一六四号の二)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情咨局長、亜参、米
参、総、亜北、米北

外務省

電信写

(第一一六四号)

昭和二三 九二四二 暗

本 ワシントン 五月三日一八二〇発 米参
二四日〇八五四着

藤山大臣 朝海大使

(沖繩軍用地問題に関する件)

第一一六四号

資電第七四六号に關し

二十三日國務省マーチンが安川に内話したところ左の通り。

(一) 選択制そのものにつきては、いまだ最終的に決定した次第ではないが、選択制をとる場合、賞貸借方式には復元義務を含めしめるとの考え方である。

(二) 議會方面も現行制度が不評であることは充分承知し、何らかの解決策が必要であるとの考えであるから、政府側の決定に対し、議會の意向が強い障害になることは予想していない。

外務省

(了)

記帳了

秋

田中局長

三宅参事官

農林省

淵上房太郎、高岡大輔、西代

の藤山大臣との会議に因る件

三三五三一 庶務部

淵上、高岡両化は、本三日、大座を手訪し、約

十分間、当向主席手紙に因り、会議を行つた。

その要旨は右の通り。

① 雨化から、大座は、当向に對し、是度、感情的

反對を唱ふるに至り、冷嘲に合理的解決

外務省

亜北

767

33.11.11

高岡大輔
田中局長

三宅参事官

農林省

を圖るより米側に訴ふべきことを、アゲエトにせむに

ふと日西望し、あかまて、我々は、又道路、パイキ

港灣施設等に海用をせむは、土地は、琉球政府

が四目い上や、米側に経路便用をせむは、アゲエト

持つてゐるより、大座にあつて、右アゲエトに同意を

得ら、これを当向にせしめ、めいかにかく日を延べた

外務省

170.

(c) は、両化より、運用の係の別の土地の補償と

(琉地 夢 手 湖 百 七) 債 日 奉 州) に 内 運 一

昨日、南 方 同 胞 協 会 議 決 合 長 と

〈メ デ イ ン カ ー〉 并 議 士 元 玉 務 省 在 地 ア シ ア

〈湯 島〉 と 同 の 整 務 (年 一 万 ト ル の 工 作 補 給 を と

(b) は、両化は、遣 つ て 奉 日 す へ 琉 地 代 表 の

本隊は、村 米 強 研 論 者 も あ 居 り、当 間 は

お遣^{外務省は}つ^{外務省は}て^{外務省は}外務省^{外務省は}て^{外務省は}な^{外務省は}り^{外務省は}

と^的の^的感^的感^的を生^的じ^的て^的却^的て^的運^的送^的結^的果^的と^的ら^的る^的へ^的く

この^的点^的に^的於^的て^的本^的隊^的の^的方^的向^的内^的面^的に^的於^的て^的は

如^的の^的如^的く^的も^的右^的の^的点^的に^的於^的て^的は^的信^的信^的や^的あ^的り^的に^的一^的と^的付^的き^的に

へに多神(由)に此澤合長(四)者名を了り
たると、^{特手}はり半側を二補償は目西河全
在り出せ一のるに成印に場合のへに對する
謝禮は別達沖能地とへにの同の習習に
より止めようかるとしてつる解かつたて月々
あつた。

同服務護会とへにの同

電信写

昭和三三 九八八二 暗
ワシントン 六月三日一七四〇 発
本 省 四日〇九一〇 着
藤山大臣
朝海大使

(沖繩軍用地問題に関する件)

第一二三九号
往電第一一六四号に關し

二日國務省マイチンは安川に対し、その後の米政府部内の検討の進展状況に關し、いまだ事務的にも幾多の問題が未決定のまま残されてはいるが、基本的には一括払いと賃貸借契約の選択制にすべきかあるいは一括払いを廃止して賃貸借契約一本とすべきかの問題と、賃貸借契約の期限を何年とするかの問題に示ばられている。選択制をとる場合に既に一括払いを受領した地主に対しても、選択の機会を与えるべきことは当然のことと考えている旨内話した。
なお國防省國際安全保障局担当官に対しても、安川より本件に對

外務省

「帳記」

電信写

(第一二三九号の二)

る國防当局の意向を打診に努めたところ、発言は極めて慎重であり、具体的になんらのインディケーションも得られなかつたが、同人の私見として、本問題は現地住民の支持を獲得するという政治的な面と、沖繩における軍事的任務遂行に直接責任を有する作戦当事者の考えとをいかに調整するか問題であると語り、直接の軍当事者には依然として従来の政策変更に対し相当強い抵抗が存することを示唆していた趣である。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜參、米參、
総、亜總、北、米北、保

外務省

二

次を了

アフリカ
中

新
注
り
事
件

新

仲繩土地問題に関し次より米大使へ口頭申入

七月三日 (To replace B Yam with dollar currency)

一 仲繩におけるB田の非への切替為表と同様に土地問題

に關する新政策も發表されたのであるか。

土地問題に關する新政策が住民の希望通りであるか

同様に多いか。そうでない場合には極めて困難な事情にと

なすから、新政策を過早に決定せらるることなく、おぼろ

我方に連絡せらるる。

外務省

西村
三野

アフリカ
三野

二 一万一従事と同じ接收方式に逆戻りするようになら

るか。事情は以前よりも悪化するから、そのようなこと

なすまいよ。配
慮
を
注
意
す
べ
い。

三 目下滞米中の仲繩協賛代表より聴取した所によ

地代一括併による有限不動産 (Agricultural estate)

を以て切替方式に切換えること
仲繩協賛代表の一致を熱烈に希望するが、他方

彼等も米子の同率的中は理解し、その必要の

外務省



認めると、外に改修し等期限且つ復元義務を
 伴わない物権的性格の土地使用権を與へること
 なる。かき制は他し、款例も亦多く、これに對する
 現地住民至般の反對感情は不安は極めて強烈である。
 (二) 有限不動産権が制として存続すると、金融
 プローカーの暗躍、甘言等により、一時的に事に
 迷わされ、^{一採掘を} 受諾するにせよ、不測の損
 失を蒙るなり。或はこれを浪費しこしまうような

存続する期間を限るとして、^{最終的} 期間を定めない貸
 貸借契約方式 (但し地代は毎年拂ひ、且つ三年以上
 五年毎に改訂する) まで、^{譲渡する意向がある。}
 四 有限不動産方式と貸借契約方式との選択制
 には、^權 地代は絶対反対である。
 (理由)
 (一) 後令一部にせよ有限不^(地代一括拂) 動産権が残ることを

但しとあり、政府が返還される場合も、
 若在に於て土地使用しこまは日半百の法令による

者か出て、社会的、道徳的見地から好ましくない。

(三) 一括拂に對して、現地住民全~~部~~^級として反社が強烈に

在の^り、若し一部にこれを受流せんとする者がある

場合にも、二少に於て社会的な圧迫が加~~わ~~^{えられたり}

住民相互の互に摩擦を^生起し、^生ずる^ることがある。

混乱を惹き起す。又過激分子は、かゝる事情を

乘じ、反革命的煽動を行へば、收斂すべからざる

結果となるがある。

五、米例以上の借入を爲す考慮せられ、この際

貸借借方式一本に切換える決定をなすべくし

切望する。

次官へ報告 4/20

極
秘

1. Is it the intention of the United States Government to announce simultaneously the new land policy and the new Okinawan monetary system under which B yen is to be replaced by dollar currency? Should the preplacement of B yen be made public during the stay of the Okinawan representatives in Washington, it would produce serious repercussions. This would be undesirable from the political standpoint. Couldn't you have the announcement withheld for the present?

If the new land policy meets the wishes of the Okinawan people, there will be no trouble. But in case, it does not, an extremely difficult situation will arise. It is desired that the announcement be deferred and our Ministry be notified well in advance.

2. In the event of a return to lump-sum payment formula of hitherto, as a result of the review of the land policy, the situation in Okinawa will inevitably take a turn for the worse. Consideration is requested in order to avert such a development.

3. According to the Okinawan representatives who visited Tokyo on their way to Washington, it is their earnest and unanimous desire to see that the hitherto-followed formula of acquiring determinable estate by the lump-sum payment is substituted by the leasehold system. On the other hand, they appreciate the military necessity of the United States in the

Islands

Islands and they are ready to accept the leasehold system for an "unstipulated period" during which that necessity continues to exist, (provided the rent is paid on annual basis and made subject to revision every 3 or 5 years and in case the administrative authority is restored to Japan during such period, the continued use of land by the United States will be subject to negotiation between Japan and the United States).

4. They are absolutely opposed to the option plan between the determinable estate (with the lump-sum payment) formula and the leasehold formula.

Reasons:

(1) If the determinable estate (with lump-sum payment) is allowed to remain, even if partially, it will be tantamount to offering to a foreign Government a right to use the land bearing the characteristics of a real right extending over an indefinite period of time, and attended by no obligation to restoring the land to original conditions. The feeling of opposition and uneasiness is very tense among the islanders in general.

(2) Existence of such a system will eventually give rise to the maneuvers of money brokers. Landowners, coaxed to accept the lump-sum payment, may suffer undue losses,

or

or dissipate their money, which is socially and morally deplorable.

(3) The islanders in general are strongly opposed to the system of lump-sum payment. In case there are any who may be inclined to accept it, social pressure will be brought to bear upon them, and friction will develop among islanders. Moreover, radical elements will take advantage of such circumstances in order to conduct an anti-American agitation, creating a situation beyond control.

5. It is earnestly desired that the United States authorities, taking the above-mentioned points into full consideration, will decide on the adoption of leasehold as the sole formula for acquisition of military lands.

極秘

電信写

(第一七九六号の二)

二ついで本)使より在京中米国大使とも話し合ひ致したる点なるが、当面の日米間懸案として経済問題が大きな比重を示していることを貴長官も認識ありたし(ダレス肯定す)、米国は一方において日本人の対米友好感を助長するため、アイゼンハワー基金、フルブライト基金、生産性本部予算等多額の金を費やしなから、他方において僅か二、三〇万ドルの体温器やコム靴の対日関税を引上げんとすることは賢明な策と称し得ず、またこの種対米輸出品の生産は日本の中小企業家により行われおり、これらの人々は概ね政府の対米政策を支持しおる点を指摘せざるを得ず、台板、マグロ等につき日本側に(不明照会中)に対する不安感を与えることは政治的にも好まじきことにあらずと述べたところ、同長官は関係議員としては自分の選挙区の関係上日本品に制限を加えんとすることあり、これは政治であつて、行政府としてはいかんとも致し

外務省

極秘

電信写

山大臣

朝海大使

昭和三三 一四〇〇六 暗
 一三九九六 本 省 八月一日一九四〇発 米北
 二日一九四〇着

第一七九六号
 (朝海大使とダレス長官との会見に関する件)

一日ダレス長官と会見し、本使より自分は本国政府と協議のため二週間在京し、総理、外相および要路の責任者より日本政府の対米政策につき了承して来たが、新内閣は国民の裏書を受け、いよいよ従来^の対米外交方針を推進する気持であることを米側にお伝えする次第であり、かつ総理と外相の貴長官に対する個人的友好感もこの機会に伝達致したしと述べたるところ、同長官は右に對し謝意を表し、九月外相との会談に期待している旨を述べた。

外務省

了帳記

電信写

(第一七九六号の三)

がたきところであるが、政府の権能の範囲内では米国は自由貿易を方針として措置を講じておるつもりであり、それが大統領の基本方針でもあること、貴使御承知のとおりである、また立法府としても全体的には自由貿易に賛意を表しおるといへよう、日本側は日本品のみに制限の対象として取上げられていると考えるかも知れないが、カナダはカナダでメキシコはメキシコで亜鉛、銅等につき自国のみが痛手を受けていると感ずると同じで、これは必ずしも正確ではないと答えたので、本使より米政府が今まで対日輸入制限運動に關しとられた措置については日本側も多としており、今後ともこの政策が引続き採用されて行くものと期待してゐると述べたのに対し、同長官はそのとおりなりと答えていた。

三ついで本使より沖繩問題に及び、土地問題がほほ沖繩にとり満足な解決に向いおることは結構なり、何分にも沖繩の問題

外務省

電信写

(第一七九六号の四)

は日本の内政に直結しており、この見地より沖繩問題の処理に当り、軍事的にのみならず外交的見地より觀察する國務省が介入してゆかれることは日本側としても賛成するところなりと述べたところ、同長官は沖繩問題については岸政權に対する困惑をでき得る限り少くしたしとの見地より処理に当りおるも、米側としても困難な点があることは了解願いたしと述べたので、本使より土地問題については、實長官初めここに同席のロバートソン氏が国防当局に対し政治的折衝を試みたことを日本側も仄聞しており、今後ともこの問題が良好な日米關係に干渉せざるよう御尽力を希望すると述べておいた。なお右機会に本使より小笠原島に關しては各年藤山外相來米の際實長官より補償を約された経緯あるところ、同島關係者は極めて穩健な人々により指導せられおり、共産分子の誘惑にもかかわらず帰島が現在不可能ならば、それは固執せずと

外務省

電信写

(第一七九六号の五)

の態度に出ている次第にもあり、東京において本件に関し好意的に話合いを進めらるるよう御措置ありたく、同島関係者の従来の方針を誤まらしめなかつた福田代議士も、最近外相と前後して来米の管につき、同議員よりも十分話しを聞かれたしと述べ、ロバートソン次官補は右を了承した(小笠原問題については、本使滞京中福田議員より依頼あり、本省方針についても次官に確認したので、この程度の申入れをしておいた次第である)。

四なお本使より貴外相来米につき言及したが、委細は外相よりお話しする筈なりとのみ述べておいた。ただ中共問題については早めに多少なりとも米側に響かせおくこと貴大臣の御趣旨なりと存じたので、本使の滞京中の印象として、

(イ)日本は中共への隣接国故承認もしくは事実上への承認に関する国内的プレシヤアはかなり強いこと。

外務省

電信写

(第一七九六号の六)

(イ)事実上の承認がないための弊害も識者の間に強く気遣われ得ること。

(ロ)米が将来対支政策を変更する場合、日本は high and dry に残されるという憂慮が一部にあること(そんなことは全くの危惧にて、米の政策変更はあり得ずとダレスは強調した)。

の諸点のみを簡単に指摘するに止めておいた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、経、国、情各局長、
 経次、亜参、米参、国参、総、亜総、北、米北、経
 総、米、国政

外務省

電信写

昭和三十三年八月三日

電信課

訂正報

二日ワシントン来电第一七九六号（朝海大使とダレス長官との
会見に関する件、総番一四〇〇六、一三九九六）二、十一行目「不
明照会中」の箇所を「米国市場」と挿入方向館より連絡があり
ました。

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、経、国、情各局長、経次
亜参、米参、国参、総、亜総、北、米北、経総、米、
国政

外務省

極秘

アジア行長 7 参事官 7 北条子課長 啓
政才三九二七号

昭和三十三年八月十四日

在 米

特命全權大使 朝海浩一郎



外務大臣臨時代理

内閣総理大臣 岸信介 殿

沖繩の土地改革に関する社説報告の件

沖繩の土地改革に関する八月十一日付ワシントン・ポストは、要旨左のごとき社説を掲げたので、右切抜別添送付する。

米國は沖繩における土地保存の慣行に関するもの立

在外公館



北 1224

3007-1-2

場を賢明にも修正した。本件は琉球人と米軍政府の間の果敢ない軋轢の源泉であつた。琉球人は軍田の土地収用に對する一括拂方式に對し向不滿を感じ右方式の代りに土地価格の定期的再評価を伴う地代年向拂方式を要求して来た。新任の高等弁務官ブリス中將は就任にあつて、旧方式を放棄し他の補償方式に對しての交渉を始めることを賢明にも發表した。米國は沖繩で難かしい立場にあり、この事態は島民の感情に無関心を軍人弁務官によつては改善されなかつた。ブリス中將の發表は、豊かではあるが我々の伝統とは全く異つた伝統をもつ人々に對し一層の同情と如才なきを可すであろうことを物語るものである。

在外公館

WASHINGTON POST

AUG 16 1958

Okinawa Land Reform

The United States has been wise to modify its position on land-holding practices in Okinawa. This issue has been the source of endless friction between the Ryukyu Islanders and the military governors in charge of our important base in the island chain. Okinawa is densely populated, land is precious, and the residents have long been discontent with the American method of paying one large lump-sum payment for use of land requisitioned for military purposes. Instead, the Ryukyans have requested an annual rental for their land, combined with periodic reappraisals of land values—a system which conforms more fairly to the needs and usages of the islanders.

Lieut. Gen. Donald P. Booth, the new High Commissioner for the islands, has wisely begun his term by announcing that the old method would be abandoned and negotiations begun on other forms of compensation. He has also assured the islanders that no more land will be requisitioned for indefinite use.

This country has been in an uncomfortable position in the Ryukyus, an island chain belonging to Japan but which the United States is indefinitely occupying by treaty. The situation has not been helped by military governors who appeared indifferent to the sensibilities of the islanders. General Booth's announcement is a hopeful sign that more sympathy and tact will be shown to people with a rich but wholly different tradition from our own.